

平成23年度環境報告ガイドライン等改訂に関する検討委員会 第3回 会合

日時：平成24年1月26日（木） 15：00～18：00

会場：全日通電ヶ関ビル 8階 「大会議室A」

1. 開会

事務局・熊久保

それでは定刻になりましたので、ただ今より「平成23年度環境報告ガイドライン等改訂に関する検討委員会 第3回会合」を開催いたします。

本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

なお、佐藤委員は30分ほど遅れられるとのご連絡を頂いています。

まず開催にあたり、環境省総合環境政策局環境経済課の猿田課長補佐様よりご挨拶をいただきます。よろしく申し上げます。

環境省挨拶

環境省・猿田課長補佐

皆様、お忙しいところお集まりいただき、誠にありがとうございます。

パブコメを2月中旬頃に予定しており、それに向けた第3回目の検討委員会となります。2つのWGにて細かい内容も含めいろいろ検討してまいりましたので、色々な視点からご確認いただき、ご意見いただきたく存じます。どうぞよろしく申し上げます。

資料確認

事務局・熊久保

ありがとうございます。それでは続きまして、本日の配付資料の確認をさせていただきます。

お手元に資料一式の1枚目「資料1」の下のほうに、本日の配付資料の一覧がございます。資料1から6、それから参考資料として2点のあわせて8点ございます。資料1が議事次第、資料2が委員の名簿、資料3が「環境報告ガイドライン検討資料」というカラー刷りのもの、それから資料4が8章だけ抜き出したもの、資料5は「環境報告ガイドライン検討資料」の縮刷版です。それから資料6は告示とガイドラインとの対比と参考資料です。もし過不足等ございましたら事務局のものが参ります。

本日の進め方の説明

事務局・熊久保

続きまして、本日の議事についてご説明いたします。資料1をご覧ください。「開会」の後、「本日の検討項目」4点ございます「第4章まで について」。それから2番目が「第5章 環境配慮経営の状況」を表す情報・指標 について」、それから3番目が「第6章 個々の環境負荷及び環境配慮等の取組に関する状況を表す情報・指標 について」、そして最後の議題が「第7章以降 について」と進めて参ります。

それでは、これから以降は座長上妻先生に司会進行をお願いします。

2. 本日の検討項目

上妻委員長

それではさっそく議事に入ります。お手元の議事次第の2の(1)第4章までについて、資料3に基づき、猿田さんからご説明をお願いします。

(1) 第4章まで について

資料説明

環境省・猿田課長補佐

それでは、資料3をご覧ください。ガイドラインの年度の表示については、これから考えていきたいと思っています。最初に目次をご確認ください。前回ご確認いただきました第4章までにつきましては、前回からの変更点は青色で表記をしてあります。第一部、第二部のタイトルもこのようにいたしました。それから前回からご指摘のあった点も踏まえ、以下のような修正をしていくということでございます。後ほどご説明するときに併せて説明いたします。

それでは1ページ「はじめに」ですが、これについては、とりあえず今のところこのような感じで書いてありますが、これから少しパブコメに向けて検討を重ねていきます。基本的には「環境基本計画」のほうからいろいろ持ってきて、グリーンイノベーション、経済社会の部分といった点を踏まえて、事業者の環境配慮経営や環境報告が重要であることなどに触れていきたいと思っています。

それから2ページ目「序章」にまいります。「環境報告の位置付け」として文章を付けました。「はじめに」で書きましたが、その環境基本計画にある環境と経済と社会の統合的な向上にあわせて、事業活動のほうでその3点から見ていくとどういうことになるかという視点で説明をしています。その中でも環境情報、環境的側面とか環境情報の位置付けや環境報告の位置付けなどについて、ここで説明しています。

それから3ページ目ですが、「環境報告ガイドラインの改訂にあたって」は、2007年版の

内容を置き換えたものとなっています。冒頭で、環境配慮促進法との関連や本ガイドラインについて説明し、それから現状と課題について説明しています。特に比較可能性や信頼性については、第4次環境基本計画の中での大きな課題になると環境省では考えていますので、そのあたりにまず触れ、それから中堅・中小企業なども含めて、未作成の事業者に広げていきたいということが大きな課題であると触れています。

それから4ページ目ですが、「本ガイドラインの対象について」として2007年版に基づいて、特に2段落目の灰色の部分で「全ての事業者を対象として作成された」ということですが、事業者の皆様を参考となるように大きな企業を対象としたと書いています。それから「2007年版の改訂ポイント」(3)につきましても、2007年版からそのまま持ってまいりまして、(4)の実際の11年版の改訂ポイントとしては、中間報告で書かれた背景や視点などについて10項目でまとめて書いたのが5ページ目です。

それから6ページ目、第1回目の検討委員会でご検討いただいた5つの基本方針について記載し、また、改訂のポイントとして、13個まとめて書きました。以上が「序章」です。

次に、第一部にまいります。前回からの変更点について説明いたします。8ページ目ですが、コメントとして「第2回検討委員会」と書いてあるところが前回からの修正点です。青色は加わった点です。環境報告について全容はいらぬのではないかとということでしたので削除しました。

それから9ページ目ですが、不要と思われる文章について削除し、「ステークホルダーのフィードバック」という点について加えました。10ページ目に関しても、同じように加えました。

11ページ目ですが、このあたりも不要な表記は変えました。「環境“への”影響」に変えました。あとは下のほうでは、経済のグリーン化などについて触れました。

12ページ目ですが、環境報告と環境配慮経営の関係性については少しイメージがわかるように加筆しました。要するに環境報告の中で環境配慮経営の状況について、全体的な状況がわかるようにしっかり書いてくださいという趣旨を伝えたいと思っています。

13ページ目ですが、項目の名前としては前回までを「資源・生産性の抜本的向上」としてありましたが、それを「持続可能な資源・エネルギー利用」と少し広い意味の概念に変えました。それに合わせて14ページ目の記述等も直しました。

15ページ目の「ステークホルダーと環境報告」に関しては、フィードバック等の話を加筆したのと、16ページ目にWGのほうで頂いたご意見について加筆しました。図についてはまだ検討の余地がありますが、パブコメに向けて仕上げていきます。

次に第二部第2章ですが、17ページ目、一般原則と重要な視点と基本事項の大きな3つがありますので、前回の「留意事項」を「基本事項」に変更しました。

18ページ目、一般原則の冒頭の部分の青地の部分ですが、2007年版から説明責任のステークホルダーの意思決定に有用なといった文章を引用し、一般原則について説明するために加えました。それから原則の下の2ポツ目の「重要性の判断」のところの「実際に」と、

「利用者の意思決定に実際に影響を与える」において「実際に」を削除しました。

19 ページ目、4 ポツ目の「本ガイドラインで示した記載事項との関係」ですが、前回まで「記載が必要な情報・指標」となっていたものを少し整理し、「記載すべき情報・指標」としました。いわゆるコアと考えられる指標を「記載すべき情報・指標」と呼ぶこととしており、2007年版と同様に全ての事業者に通じて重要な情報に該当すると考えています。「そのため、もしその中に」というところで、「事業者が自らの重要性判断にもとづいて」というところは記載をすこし変え、「該当しない」、「存在しない」等の理由があり記載しない場合には、その旨を開示するように変えました。

続いて 21 ページ目、4 ポツ目、比較可能性では、事業者間比較についての文章を加えました。数値情報についての記述を KPI のほうから移してきて、整理しました。

すこし先に進んで 28 ページ目、「KPIの開示」のところで、まず冒頭の四角の中で「社会に対する説明責任」を加え、「KPIの意義」ということについて加筆しました。

30 ページの解説では、前回口頭にて説明した内容を解説として書き起こしました。

以上が第 2 章です。続いて第 3 章は、最終的にガイドライン本文が確定してからもう 1 回見直すことといたしますので第 4 章に進めます。

39 ページ、記載事項の区分についての説明ということで、「記載すべき情報・指標」と、「重要性がある場合に記載する情報・指標」という 2 つに分けました。 の「記載すべき情報・指標」は、先ほどご説明したように、全ての事業者に通じて重要性があると、いわゆるコアと考えられる情報・指標に今回いろいろと整理を行いました。それから 2 つ目の「重要性がある場合に記載する情報・指標」は、情報利用者の種類とか事業者の業種や事業特性等によって、各社によって重要性がある場合に記載してくださいという位置づけとしています。2007年版での「期待される」という言い方よりも、そこは重要性の判断をしっかりと考えていただいて、書く・書かないという判断をしてくださいという意味合いを込めてあります。

41 ページ、 の「記載すべき情報」の青い部分で、「ウ」に、対象範囲と期間を変更したときはその旨を書いてくださいということを、 から に位置づけを変更しました。

42 ページ目、前回捕捉率についてはなかなか難しいというご意見をいただきました。基本的には環境負荷に捕捉率を捉えていったというのがよいのですが、合理的に把握できない場合には、それ以外の経営指標等によって開示することというやり方もできるということを加筆しました。

49 ページ、「環境報告の概要」のところで、概要、環境報告の特に全社的な事項を概要として書いていただき、合わせて 51 ページの KPI の時系列一覧を載せていただく。そして、52 ページ目「参考となる開示様式」として、重要な課題から始まった時系列の表を参考として 2 つ入れました。下が目標値や記述情報を書かないケース、上を書くケースです。53 ページはいわゆる総括表です。個別に当期の状況について書くということにしています。これについても、財務影響を入れる場合と入れない場合とで 2 つの参考の様式を載せてあ

ります。このあたりは、KPI や総括表の中に中計的な事項を入れることも可能であると考えており、そうした点も留意事項では触れていくという状況でございます。

最後に 56 ページですが、「数値情報に関する補足情報」を、共通事項として今回は加えました。これは全てに共通する事項として載せてあります。以上です。

意見交換

上妻委員長

はい。それでは、ただ今の説明に基づき、ご意見、ご質問等があればお願いします。ご意見等があれば名札を立ててお示してください。

皆様に資料を見ていただいている間に私から 1 点、目次のところですが、ローマ数字の 2 ページ目の第一部のところの「基礎的」は、削除することとなっていたと思います。同時に 7 ページもお願いします。

それから 5 ページの改訂ポイントの中で、まだ書かれていませんが、ISO 26000 については、その存在も重さも十分理解していることもあり、そちらの要素についても十分配慮して書かれているので、できれば一言触れておいていただくといいかと思います。

他にいかがでしょうか。それでは富田委員お願いします。

富田委員

質問のような形となりますが、55 ページの表に「KPI」という項目があり、「 」がついていますが、意味が理解できません。この「 」のところが KPI なのか、ここは該当しないと言っているのか、どういう意味でしょうか？

環境省・猿田課長補佐

すみません。説明の記述がすこし足りなかったようです。KPI が「 」という意味でつけたつもりです。前の 52 ページのところと整合するようにと考えていました。その総括表のほうには、KPI としての数字の総量であるとか、そういうものも入ってくるだろうということで、KPI 以外の数字も並べまして、KPI について区分、明記をしてくださいということで書いたつもりです。これ、もう少し説明を加えていきたいと思います。

富田委員

前回、確か國部先生から、KPI と普通のパフォーマンス・インディケーターの違いについての話があったかと思います。これを見ると、いわゆる「パフォーマンス・インディケーター」という言葉は出てこない。「KPI」という言葉しか出てこなくて、それがもしかしたらわかりにくいと感じるのかと思いました。いろいろな意見があるかと思うのですが、どういう流れなのかなと思った次第です。

上妻委員長

今の実務の実態を見ると、環境に関しては EPI が総花的に載っている。これは前々回のガイドラインの頃に、まだ「環境パフォーマンス指標」のガイドラインというのがあって、そこにコア指標だとかサブ指標などがあり、そういうものに準じて、事業者の方々に書いていただいているという伝統がずっとありまして、今でもその傾向が続いている。ただし、おそらくその「KPI」と呼ばれるようなもの、特に例えば気候変動などの場合に、とりあえずここが一番重要だというふうに考えてみているところがあり、それが外に開示されていなくても、おそらく社内的にはあるかと思う。時間の経過を、例えば 5 年とか 10 年とかのスパンをとって考えてみると、徐々にそちらのほうに移行して行って、現在の EPI が少し整理されて、大事な KPI だけになってくることもあるので、そういうことを前提にして両方がわかるようにという書き方になっています。説明をもう少し加えたほうがいいと思いますので、そういう表の意図がわかるように説明をさせていただきたいと思います。

では、國部委員お願いいたします。

國部委員

今のところに関係するところですけど、KPI の参考の開示の 1 と、この開示様式の 3 というのはどちらかということですよ。どちらも開示する必要がある様式とするつもりですか。基本的には、日本の環境報告書は、あまりにも数字が多すぎて何が中心なのかかわからないという批判が国際的にはあって、KPI というのを今回のガイドラインで出されるのであれば、総括表は KPI だけにして、それ以外の指標はそれぞれのところで書かれたほうがよいのではないのでしょうか。少なくとも、これが KPI ですと星印したことに意味があるのかが私にはわかりません。例えば、参考開示様式 3 で出すのであれば、この 3 で出すの全て KPI というような位置付けのほうが、多分わかりやすいと思う。全部の指標を総括表で出す必要は私はないと思う。後のほうでちゃんと説明で出てくるわけなので、少しそのあたりも考えていただけたらと思うのですが。

上妻委員長

おそらくこの要約のところ、環境報告の要約のところの位置付けをどう考えるかということだと思いますけども、そのあたりについて少し説明をお願いします。

環境省・猿田課長補佐

KPI のところ、KPI の一覧表のイメージは、いわゆる有報でいくところの最初のハイライト情報的なイメージです。中長期の趨勢がわかるように、目標値なども入り、より先のこともわかるという、タイムスパンがより中長期というイメージで作っております。個別のその総括表に関しましては、どちらかというところと当期の目標と当期の実績というイメージで作っており、少し位置付けが違っているので、どちらかに絞るということではなくて、

2つあったほうがよいだろうと考えています。ただ、総括表の中に、中期的な数値を入れて作るということも可能だと思いますので、そのあたりのやり方については、事業者の皆様のご判断ということで考えております。

あと KPI に絞り込むかどうかについては、他の数字に関しても、KPI だけではなくて一緒に出したほうがよいというようなケースも中にはあるのではないかとということで、少し考えております。そのあたりも、これでないとだめとあまり限定するのではなくて、少し幅広く、今の実態を踏まえて書いていただけたらと考えています。実態の開示をこのように踏まえますと、いろいろなケースがありますので、いろいろ試行錯誤しながら考えていただければという意味合いでこのようにしております。

上妻委員長

いかがでしょうか。

國部委員

そうすると、その KPI というのが、最初の KPI の総括表にも入るし、その後の個別環境課題のほうに 2 つ書くということになるのでしょうか？

環境省・猿田課長補佐

そうです。当期については 2 つ出てくる状況ですね。過去については、時系列のほうにしか出てこない。

國部委員

そのあたり、どうなんでしょうね。KPI の総括表、参考様式 3 で出すものは、KPI と KPI でないと分けることの意味が、少しわかりにくいというふうに、私はどうしても思っています。

上妻委員長

今の実際の報告書の様式を見ると、目標と実績を開示した表というのはありますよね。おそらくあれを皆さん中心に作り変えてこられるようになるのだと思うんですけど。あれを残すのか、それとも残さないで KPI だけの表にしてしまうのか、ということを考えざるを得ないのだと思うのです。環境報告の概要って新設されているもので、かつてからあったことはあったのですが、ほとんど使われていません。そのため、今回いわゆるエグゼクティブ・サマリーとして、主要な情報について書いてもらいたいという意図の中で、今の実務の中にどういう形で割り込めるかということを考えて、いろんな形の表が出ているんだと思うんですね。これについてもいろんなご意見があると思いますし、ぜひ皆さんに叩いていただいて、どちらか 1 つにまとめたほうがよいというのであれば、そういうスタ

ンスで臨みたいと思いますし、当初のこういう原案通りでいいというのであれば、それをもう少し修正するような形で使っていくということになると思います。ぜひ、各自のご意見をお願いしたいと思っています。

國部委員

もしそうであれば、その「ハイライト情報」と「詳細情報」のような形ですね。「KPI」というのではなくて、KPI でもいいんですけど、そこがハッキリわかるようになるのであればわかるのかなとは思っています。

上妻委員長

それは、メディアを変えるっていう意味ですか？

國部委員

いいえ。

上妻委員長

同じメディアの中で、例えば同じ報告書の、冊子版なら冊子版の中でということですか？

國部委員

同じ冊子版の中でということです。だから、ハイライト情報なんです。今、猿田さんがおっしゃったように、KPIの時系列というのは。

上妻委員長

そうです。

國部委員

それに対して、こちらの参考開示様式3のほうは、当期の実績と目標と、来年度以降と見開き2ページか1ページで書かれたとありますが、そういうイメージなのですよ？それならありなのかなと思いますけど。実務をやられている方とか、ご意見をお聞かせいただきたい。

上妻委員長

いかがでしょうか。

古田委員

我々作る側からすれば、1つは時系列のデータというのは、表で出すことはなくて、グ

ラフで出して視覚的に見ていただくということが前提になっています。まずこういう表は多分作らないと思います。目標等の進捗に関しても、目標のラインを横に引いて、それに対して下回っているか上回っているかを視覚的にご判断いただくような形で表現をしています。

そのように考えたときに、「総括表」というのが要るかどうかについてですが、会社によっても違うかと思いますが、弊社なんかで言えば、環境に対する取組の割合というのが、KPIの進捗よりも、やはり製品に対する対策みたいなところに重点がシフトしますので、事業拠点におけるこういったKPIの記述というのは、それぞれの項目の中に振り分けて、目標に対する進捗の報告をしているという形になっています。また、マテリアルバランスは報告書の冒頭のほうには書いています。私の考えとしましては、「参考例」だからいいのではないかという話はあるかもしれないですけども、ここまで手取り足取りやるのかなあという印象を受けます。

上妻委員長

おそらく、作る側と見る側の意識の違いだと思います。私なんか、例えばある事業者の方の時系列的なパフォーマンスの違いを見てくるときに、数字のデータが必要な場合が結構いっぱいあるんですね。そのときにはしかたがないので、一番分かりやすいのは、マテリアルバランスを見るのが早いので、そこでぱっと見てしまうんです。そうでない場合には、個々のケースで、グラフから拾っていくのが著しく大変だ、というのがあります。それはニーズの問題だと思いますが、数字を見るニーズがないというわけではなくて、数字を見るニーズがある人たちって、おそらく何とかがんばって自分で探しているのだと思います。私などは、場合によってはグラフを拡大して広げて物差しで測ったりもします。だからあんまり、声を出してやってくださいということは言わないんですが、ニーズがあるということは確かだと思うのです。

ただ、ここで書いているのはガイドラインですので、やっぱり簡潔に理解しやすく事業者の方々が使っていくということを考えるときに、複数の書き方がガイドラインの要約の欄のところに載っているというのは、それはそれで検討の余地もあるだろうと思います。どういうふうにするのがいいのか。例えば國部委員がおっしゃったように、1のほうの時系列でKPIの一覧だけ載せてしまうというやり方は、まあ合理性があるだろうと。で、もう1つのところというのは、内部の目標を実際にひいたところに書かれるものですから、これについてはまた別途扱うといったふうにするか、もしくはもう少しポジションを落として例示するか、といったようなことになるだろうと思います。ニーズがないということではないということです。

他にいかがでしょうか。お願いします。

西堤委員

KPIにしても、様式などは各社でかなり違うのではないかなと思います。「参考」であれば別にそここだわるところではないのですが、これをそのままやれと言われると、多分そんなに簡単にはいかないのではないかなと思います。自由にフレキシビリティがあれば、そここだわらなくてもいいのではと、実際に作るほうの立場からすると思います。

上妻委員長

富田委員、お願いします。

富田委員

私どもの経験ですが、やっぱり「KPI」と言うからには、まあそれなりの取り扱いです。こういうような表にしてしまうと、何か埋もれてしまうかなというイメージがあるので、キヤノンの古田さんもおっしゃったように、やっぱりグラフ化するのが一般的なやり方です。ただ、その読み解きの先生がおっしゃっているという話もわかります。我々もデータ集を後ろに設けて、いろいろなデータや表をたくさんつけています。一般的な読み取りは、学者先生で研究される方向けにデータを開示しますが、一般的な流れの中で、どういう KPI があって、それがどういった目標に対して、どんな進捗を示しているかというのをグラフで示すようなやり方が、比較的一般的なのではないかなと思っています。

そういう観点からいくと、例えばこれも、様式の「参考様式」とかというのが、みんな逆に表形式だけでいいのか。もし本当にこれが「参考」というなら、それはそれでグラフみたいなものを入れてみるとか。何かそういうやり方のほうが、より実用的なガイドではないかなという気がいたしました。

上妻委員長

いかがでしょうか。

環境省・猿田課長補佐

もともと 2007 年版は、確かグラフみたいなものが「参考資料」の中に入っていたと思うんです。グラフとかを入れるのは、少し難しいのかなあということで、一応こういう様式にしています。一応図表を用いるケースも想定して、留意事項の一番下ですが、こういう概要の中では図表等を用いてお伝えして、表形式は今言われたみたいに巻末等に記載することも可能ですという形では入れています。だいぶ下のほうには書いてあるんですけども。そのあたり、フレキシビリティはあるように、それぞれ一応配慮して作っています。

上妻委員長

2007 年版を検討していたときに、これは有価証券報告書の冒頭にある、主要な形式の一覧を念頭に置いて、開示していただくように作ったように記憶しています。ただ、現実問題

としてほとんど使っていただけなかったので、やはり有用性は高くないのかなという気はします。今回の場合には、それにもう少し文書データや関連な事項を付け加えて、内容がわかるようにしたいということを考えて、このようになっていると思うのです。盛りだくさんの情報を入れることになったことで、より一層複雑になっているかもしれないですが、どうでしょうか。もう少し検討させていただきますか。

環境省・猿田課長補佐

そうですね。一応我々のほうで、環境省側の宿題として、環境配慮促進法のレビューのところで主要なテンプレートは見直しをしっかりと重要なものを出していくようにと言われておりますので。その意味で、KPIに今回は少し絞ってみましたということです。あと総括表につきましては、こういう目標と実績、比較して出しているケースが多く、我々の調査の中でも、大きな企業であれば7割方記載しているということなので、少し丁寧に説明をしていったということです。修正点等があれば、少し見直していきたいと思います。

上妻委員長

魚住委員、お願いいたします。

魚住委員

今、言われたように、2007年版の利用状況で、やっぱりKPI的な使い方が少ないと思うんですね。KPIとして使うなら、やっぱり環境配慮経営の「経営」をかなり意識した形になるかと思うんです。そうであれば、原単位なら売上高ベースとか、経済指標を分母にする形になってくるかと思うんですよ。だけど今までは、PI、パフォーマンス・インディケータの形で、どういうふうなのかを見ていったと。本当にKPI、本来の意味合いで「KPI」と言うのであれば「参考」に、例えば連結の利益とか、連結の売上高とか、そういうものも参考指標として書いておかないと。KPIだけ見ても、その変化の意味が読み取れないということになるわけです。KPIでGHGの原単位ベースで見ても、売上高の変化をみないと。電器業界なんかでしたら、デジタル家電などの売上原単位は数年で価格が下がるので、それを統計資料から価格下落を補正してやるという形でやったりもしているわけです。そういうことまで考えて、本当にKPIということを使うなら、かなり利益とかいろんな情報も一緒に見ないと意味をなさないというふうな気がします。個人的には、PIだけで十分じゃないかとおもいます。

上妻委員長

また、ぜんぜん違った視点からのご意見だと思うんですけども。要するに、素のデータを全部出して、加工は皆さんにお任せするというのでしょうか？

魚住委員

KPIで、売上高あたりの GHG 排出量を出すのであれば、その連結売上高はどういうふうに変化しているか、KPI の時系列の表の下の方にでも、売上高、連結売上高の推移なんかを参考情報として書いておく必要があるのではないかというような意味合いです。

上妻委員長

それは原単位情報が出ていてもですか？

魚住委員

そうです。それが重要です。というのは、その、GHG にしろ、エネルギーにしろ、生産量が増えたら、原単位は努力しなくても減るわけで、固定部分があるので。それが努力して減った部分かどうか分かるには、生産量などを見ないと話になりません。

上妻委員長

それは、ここの一覧のところにその情報を載せるということですか？個別の、例えば温暖化ガスだとか、水の投入量だとか、おそらくはそういうところで書かれてくるだろうとは思いますが。

魚住委員

それは難しいとこですけど、そうであれば KPI だけ書いて、それだけ見たって本当は意味ない。その数値だけのトレンドだけを見て、それをそのまま受け入れたらミスリードしてしまう可能性が十分あるわけです。

上妻委員長

まあ、そうですね。國部委員、いかがでしょう。

國部委員

例えば総量であれば、もう総量だけで、その生産高が増えても減っても、減らしていくんだと目的のつけ方ありますよね。だから総量はできます。それから原単位も、魚住先生おっしゃること非常によく分かるんですけど、ここに売上高が下に入るとですね、非常に見にくくなってしまいます。ただ、売上高は別の意味での KPI ですから、ここはまあ環境に関する情報にして。それぞれの説明のところ、あるいは他のところで、補足的にわかるほうを書くべきじゃないかな。海外を見ても KPI の中に売上の何かが入っているのは、あまりないと思うんです。ただ、ファイナンシャルなハイライトとエンパイロメントのハイライトを一緒にして、結果的に利益と売上高の指標が入っているというのはあり得ると思うんですけど。だから、売上高を KPI としてもし入れるのであれば、統合レポートिंगみ

たいな形で、それも KPI だなということでないとなかなか難しいかな。ここだけが全てだったらそうなんですけど、そうではないところで補足したほうが表としてはいいかなあと私は思います。

上妻委員長

わかりました。この KPI 一覧のところにもしグラフを書くとしたら、ここにだけ書くようにして。そこから先のところにはあまり同じような表を書かないほうがすっきりしていいだろうと思うんです。そういう強弱をつけるなり、参考資料の 3 以下のところは他のところで考えるようにするなりして、1 を中心に数値データだけのところを時系列で書いていくというような、特に KPI の考えられるものをごく絞って書いていくというようなスタンスで、少し修正をしたほうがいいのではないかと思います。どうでしょうか。少し検討させていただきたいと思います。

では、他のことにも、ご意見ございましたらお願いいたします。

加藤委員

今の最後の論点について、投資家からの目線から見ても全く同意見ということをお願いしたいと思いました。投資家には、環境などへの取り組みを最重視して投資判断を行う SRI の投資家と、主に業績や株価で投資判断を行う従来からの普通の投資家があります。SRI の投資家はもともと環境負荷に非常に関心が高い投資家になりますので、自分から環境に関する詳細な情報まで見に行くであろうと思われます。ただし、残念ながら未だ SRI の運用残高は小さい現状に留まっております。投資家がより幅広く環境に関する情報を使うという観点から考えていきますと、従来からの普通の投資家に対して、いかにアピールし、そのメリットを表現していくかということが重要になると思います。その際には、何が重要なのかといった点についてお書きいただくことが、最も投資家の関心を集め、さらに欲を言えば、なぜそれが重要と思うのか、例えば企業業績に結びついているから重要と思うのかというような理由までお書きいただくことと非常にわかりやすく、これら情報を考慮する投資家が増えていくのではないかと考えております。投資家においても、やはり何が重要かという KPI の目線からまとめていただくことが、環境に関連する情報の利用の普及につながり、わかりやすさ・使いやすさに結びついていくだろうと考えています。

上妻委員長

ありがとうございます。他にいかがでございますでしょうか。魚住委員、お願いいたします。

魚住委員

KPI の例示ですが、最初に温室効果ガス排出原単位が出てきていますが、環境省のガイドラインですので、GHG 排出量の絶対量を持ってきたほうがよいのではないかと。この原

単位ベースは効率の発想で、経産省ならわかりますが。

上妻委員長

はい、そのあたりも検討させていただきたいと思います。例示ですが重要と思います。他にいかがでしょう。よろしいでしょうか。

それでは、ここまでは、ほとんどのところが前回ご指摘いただいた修正です。ただ、この表に関してはいろいろご意見があったんですけど、まだきれいに出ていなかったもので、今回こういう参考様式という形で載せていただきました。一応見ていただいていますのでその先に行きたいと思います。また後ほど後段の部分に関連して、ご指摘があるようであれば戻っていただいて結構です。

(2) 第5章 「環境配慮経営の状況」を表す情報・指標 について

上妻委員長

それでは第2番目のところ、第5章ですが、事務局からご説明をお願いします。

資料説明

環境省・猿田課長補佐

はい。それでは57ページの第5章からご説明いたします。第1章の「重要な視点」にのっとりまして、それぞれの項目を説明しながら書き進めた部分です。

58ページ目ですが、まずは「環境配慮の取組方針」ということを記載しています。そういう意味では5章以降ですが、基本的に灰色で書いてあるところは、2007年度版から追加した事項ということでお考えください。水色は最初の58ページなどに少し入っておりますが、特に1回皆様にお送りしたところから追加された事項ということで印をつけたものだと思います。

それから59ページ目の「重要な課題、ビジョンおよび事業戦略」につきましては、「記載すべき事項」として、課題と戦略等の話、あと何をしていくかという計画の話などを、点々で囲った四角の中がを具体的な例示として、参考としてあげているものです。それから「重要性がある場合に記載する情報・指標」として、特定プロセスの話であったり、中長期といったようなことが考えられるだろうということで追加しております。

時間の関係もありますので、記載事項についてだけの説明にしていきます。

61ページ、「組織体制及びガバナンスの状況」ですが、(1)「環境配慮経営に関する組織体制等」ということで、それについても触れております。記載すべき情報といたしましては、基本的にはその組織の役割と、あとは最高責任者、それから権限、責任と権限の状況といったことと、「イ」の全社的な組織における位置付けといったようなことになるだろう

と。それから従来どおり EMS といったことや、信頼性に係る体制といったことも入ってくるだろうと考えております。 の重要性がある場合に記載する情報としては、全社的なガバナンスとの関連や位置付けとか、その結果がどうであったのかといったこと等々が入っています。

それから 63 ページ目ですが、特に、災害や事故ということを考えて、「環境リスクマネジメント」という項目をつけています。なお書きでも書きましたが、前の(1)の「環境配慮経営に関する組織体制等」に含めて記載することも可能ですと書いております。記載すべき情報・指標といたしましては、リスクマネジメント体制の整備・運用状況、それから想定される環境に関するリスクといったことを書いていただく。 としては、その結果であるとか重要なリスク、それに対する、程度や影響、経営に対する影響。それから BCM に関して、このあたりに書いていただければということで書いております。

64 ページ目は、法規制等の遵守状況ということで、主として 2007 年版をもとに書きました。

続きまして 66 ページ目ですが、「ステークホルダーへの対応の状況」を今回は追加しております。「記載すべき情報・指標」としては、ステークホルダーへの対応に関する方針、それから対応チャネル、ステークホルダーからの要請や期待、それからそれに対する対応ですね、その今後の計画等といったものを記載していただくということです。

67 ページ目、社会貢献に関してですが、こういった情報を項目の中に入れて、行政機関との連携についての記載事項が少し盛り込まれたという内容です。

それから 68 ページ目、「バリューチェーンマネジメントの状況」です。まず(1)のところで、取組方針や目標、戦略といった大きなことについて記載していただくということで、その辺りの内容が「記載すべき事項」の中に入っております。組織体制なども含めて、書いていただきたい、ということで考えております。それから、「重要性がある場合に記載する情報・指標」ということでは、個別の環境課題に関する対応状況といったこと、これは(2)以降で記載されている事項になります。特に数値情報なども含めて重要性がある場合にとるように、今のところ整理をしています。解説は飛ばします。

71 ページ目、購入・調達とかそれぞれの活動におけるバリューチェーンの状況です。従来、グリーン調達などとして書いておりましたが、全体のその購入・調達における環境配慮というものをしっかり出していただきたいということで、少し呼び方を変えました。だいたい他のところにも共通しますが、「記載すべき事項」としては、環境配慮の定義や基準といったこと、それから環境負荷の低減に資する製品・サービス等の購入・調達、品目等ということで、そういう内容を表すような情報ですね。それで全体に対する合計といったようなことで構成をしております。

72 ページ目は、製品・サービス等ということで研究開発もあわせて記載しました。「記載すべき内容」として触れたことは、先ほどと同じような感じで、定義・基準とかその状況を表す情報ですね。あと割合といったようなことについて、記載をしております。研究開

発も同様です。

それから輸送に関しては 74 ページ目ですが、前のところの記載にあわせて、環境配慮の定義・基準とか配慮した量とか割合とか、そういうものを出していただくということで加えております。輸送にかかるエネルギー起源 CO2 排出量ですが、これは 2007 年版のところでは「記載する情報・指標」という位置付けでしたので。すみません、これ、「記載が必要な」とあるのは、「記載すべき」です。2007 年版で の扱いであったので、そのまま書いているんですけども、輸送だけ少し数字が入っている状況です。少しご意見いただければと思います。

76 ページ目ですが、従来は特に投資等ということで、環境に配慮した投資ということで書いてありましたが、それに開発ということを加えて書き込みました。前回ご指摘ございましたとおり、金融に焦点を当てるものよりももう少し幅広い視点から、開発・投資に関して記載してくださいということで、内容を書き込んでいるという状況です。以上です。

意見交換

上妻委員長

はい。それではただ今の説明に基づきまして、ご意見ご質問等ございましたら、よろしくをお願いします。國部委員、お願いします。

國部委員

ここの改訂で多分一番重要なのは、この「バリューチェーンマネジメント」。これは、多分新しいんですね。前はこういう形では書かれてなかった。一番気になる点としては、この「バリューチェーンマネジメント」という言葉は、もう一般的に使ってもいいほど普及している言葉ですかね？「サプライチェーンマネジメント」という言葉はあるんですが、「バリューチェーン」という言葉もあるんですが、「バリューチェーンマネジメント」というものは、どういうものを指されているのかというのが、もうひとつはっきりわかりにくいです。

それから、間違っではいけないのは、もし、この「バリューチェーンマネジメント」というのが、いわゆる「サプライチェーンマネジメント」と一緒であれば、「サプライチェーンマネジメント」は全く環境とは関係のない管理手法ですので、誤解を招きかねない。だから、「バリューチェーンの環境負荷を下げる」とか、何かそのような言葉ではないのか。

もう一つは、その「バリューチェーン」といったときにここで書かれていること、あと読んでいけば、購入、調達、それから製品、輸送って出てくるんですけども。最初に「バリューチェーン」の内容をはっきり示されたほうが多分いいのではないかと。

それから、キャノンさんが先ほどおっしゃいましたけど、製品の環境パフォーマンスをすごく重視しておられて、製品の使用時における環境負荷の削減にもものすごく注力しています。そういうデータも、みんなこの生産でとって考えるんですよね？そのあたりも、

後ろのパフォーマンスの部分との整合性がしっかり取れるように報告書ができるかどうかというところが少し気になります。そのあたりを少し検討していただけたらなとは思いますが。

上妻委員長

「バリューチェーンマネジメント」については、「バリューチェーン」で用語集に載せるのですよね？

環境省・猿田課長補佐

はい。

上妻委員長

おそらく、その「バリューチェーンマネジメント」という用語のことだと思うんですけど。環境配慮経営をするときに、川下、川上、それから事業エリア、一体になってその、トータルに環境負荷を下げる、という考え方で作っていると思います。で、それについて説明が必要であれば、こういう考え方がバリューチェーンマネジメント、ここに載っているテーマです、って書くことになりましたけども、そういう説明をしたほうがいいでしょうか？

國部委員

通常「バリューチェーンマネジメント」というと、企業がこのバリューチェーンの中で企業の価値を最大化する活動ですよ。利益を最大化する活動ですから、環境の活動というふうにパッとでは思いつかないんですけども。

上妻委員長

それでしたら、これは環境報告ガイドラインですので、ここで使われている言葉の定義を明記しましょう。

國部委員

ええ、そういうふうに変えてもらうほうが。

上妻委員長

それがわかるように、定義づけをきちっとします。

國部委員

通常の、利益をどんどん上げていくという関係じゃなくて、「環境を配慮した」というこ

とを少し。

上妻委員長

あと、もう1点のことにつきましては、もう少し詳しく書くということにします。

國部委員

これがまた難しいんですよね。というのは、ここで書かれているのは、基本的には「仕組み」のほうですよ、内部システムのほうで。あとのほうでパフォーマンスで出てくるのですが。今の環境報告書を見ていると、製品に関しての使用時の環境パフォーマンスといった情報、あるいは輸送のデータというのも、工場でのデータと同じような形で説明している報告書が多いんですよね。そういうものとの整合性を考えたときに、章が変わってしまうのですが、一般にやられているものとの対比でどうなのか。私なんかだと、工場のものがあるって、それから製品のものがあるって構わないんですけど、そのままの書き方をすると、製品とか輸送を書いてから工場の話になってしまうので。少しどうかなって思う。いい案があるわけじゃないですけども。

上妻委員長

ここで書かれているものが、いわゆる、後ろのほうのパフォーマンス指標にも関連して出てくるところもありますので。そういう関連性のあるということ、後ろの第6章のほうで個別に書いていくというよりは、ただここで書いたほうがいいと思います。そのへん、第6章と関連付けて書くことが適切な場合があるといったような文言を付記するような形で、関連性がわかるように書きたいと思いますけどそれでよろしいでしょうか。

國部委員

はい。

上妻委員長

他にいかがでしょうか。古田委員、お願いします。

古田委員

今の國部先生のご指摘に関連することです。弊社の書き方ですと、あえてバリューチェーンという形で、社内・社外の活動をくり出しているわけではなく、モノを作っている開発企画段階、それから調達段階、それから自分で生産する段階、それからお客様が使う段階、それからリサイクル段階。製品のフローにおいて、それぞれこういうことを考えてやっています、こういうふうにはやっています、という形で記述していったほうが、作るほうからすると、すごくいいなという感じがあります。

これは今回、特徴なんでしょうけど、6章で工場のごときは6章でという形になると、少しここにハイライトが当たり過ぎる気がします。

上妻委員長

5章にですか？

古田委員

6章です。

上妻委員長

6章にですか。

古田委員

ええ。ここだけが、要するに1つの章立てになって。他のことは「バリューチェーン」で十把一絡げですよみたいな形になっております。5章、6章が、こういう形で本当に分けることがいいのかどうか。

上妻委員長

ここの構成の基本的なコンセプトというのは、EPIのような数値データについては6章の事業エリアのところで書いていただくんですが、5章に関しては、例えばここで言う「バリューチェーンマネジメント」の状況も含めて、必ずしもその数値データではなくてもいいという考え方です。もちろんその数値データで古田委員がおっしゃったのは、おそらくその製品ライフサイクルに沿って説明するというやり方だと思いますが、基本的にはそれと同じような考え方で、この「バリューチェーンマネジメント」ということで作られています。トータルに環境負荷を下げたって、トレードオフを排除していくという考え方で、ここのところを作っていくことになるのですが、必ずしもその全て、いわゆる川上・川下について数値のデータを持っている事業者さんばかりではないので、そういう方針があるだとか、どういうふうを考えているのか、といったようなことまで含めて、幅の広い対応を事業者ごとにしていただきたいという意味でここでまとめたんです。

おそらく、第6章とここの関係がすごくわかりにくいというご指摘だと思います。第6章との関係がわかるようなセクションをどこか1つ設けて、相互に連携をとろうという、非常にこういう実務が進んだ事業者のために、少し説明を付記するというふうに検討させていただきたいと思います。富田委員、お願いします。

富田委員

2点あります。1点が、58ページのこの青色の部分です。ここで事例として、国連グロー

バル・コンパクト、MDGs、などいろいろ出てきますが、これらを選ばれた基準が少し気になるところです。というのは、ISOの26000のときの議論も、いわゆるこういう類似のイニシアティブ類をどう扱うか、というのが大議論になりましたね。レベル分けがあるだろうと。要するに国際条約みたいに、国家間の合意が成り立っているものとプライベートイニシアティブというのは非常にレベル感の差があるので、あまりそれを同一に扱うべきではないというような議論があって、そこに何を載せるかについて大議論になったんですね。

例えば「国連グローバル・コンパクト」は、名称に「国連」とついているものの、実はこれもともとアナンさんの個人的なイニシアティブで始まっているので、これは国連の国際合意ではないのです。なので、セカンドランという形になります。一方、MDGはもう国際合意です。ここでいろいろ思いついたのが出てきているような気がするのですが、ここは少しある程度基準みたいなのを明確にしたほうがいかなと。

あと、この宣言にこだわる、宣言や採択、署名にこだわるのか。もしくは参考とか参照みたいなのを入れるのであれば、例えばOECDの統計ガイドラインとかISOの26000とかいろいろ多分あると思うので、このへんをどうやってここにあげてくるかというのは、基準を考えた上で慎重にやったほうがいいと思います。

上妻委員長

富田委員でしたら、どうされますか？

富田委員

経団連のはかなり細かいのが入っているので1回あらためてこの関連を全部見比べてみないと基準がつかめないと思いました。

上妻委員長

そうですね。ではすこし検討させていただいて。プライベートにまたご意見を伺いにいくことがあるかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

富田委員

あともう1点、72ページ「製品サービス等/研究開発における環境配慮」ですが。先ほどの古田委員のこの項目立ての話とも非常に関係あると思うのですが、ここの項目が、「製品・サービス」とこの「研究開発」というのが、並んでいるのが非常に違和感があるなど。特に、多分書いてあることとタイトルが、もしかしたら合っていないのかもしれませんが。「研究開発における環境配慮」って読むと、例えばその研究所でやっていて、そこで化学物質を使って何とかって、その環境配慮のように読めるんですね。ただ、これ文面を見てもみますと、どちらかという製品開発で省エネ技術を入れたりとかLCAをやったりとか、

開発関係みたいな話を書いてあったので、この「研究開発」というような言葉は、この章ではいらぬのではないかなと思います。あくまで、その環境配慮製品を作るにあたって、要素になるそういったアセスメントみたいなものとかですね、要素技術みたいなものは、必要ですよということが出てくればよいと思うので。もし仮にこの「研究開発における環境配慮」というのを作るのであれば、先ほどのこのバリューチェーンじゃないですが、別の章立てをするなり別のところで立てないと少し違和感があるなと思います。

上妻委員長

おっしゃるとおりだと思いますので、そのところは修正させていただいて、「研究開発」の文言を取りたいと思います。また、まとめて書かせていただきたいと思います。

それでは西堤委員、お願いいたします。

西堤委員

私も先ほど、國部委員がおっしゃったように、バリューチェーンのことがひっかかります。「バリューチェーンマネジメント」というと、これは国によっても産業によっても違うと思います。日本のように加工組立産業ですと、ものすごく上流も下流も結構あります。それを何か「マネジメント」という言葉で片付けていただくと、すごく大変で、抵抗感もあると思います。さっきおっしゃったように「バリューチェーンの負荷低減」でありますとか「グリーン化の推進」とか、そういうような言葉の方が良いと思います。

その下に、またすごいことが書いてましてですね。「環境配慮経営では」というような意味ですが、気候変動、水、エネルギー、化学物質はわかるんですが、「砂漠化」など、何でもバリューチェーンでやれ、なんて言うてはそれこそ総反発されますので。もう少し選別をして書いていただきたいと思います。本当にやらなければいけないことと、まあ余力があればやればよいことを区別していただくほうが良いと思います。

それからもう 1 点、これも、國部委員がおっしゃったところですが、輸送の解説のところ、前回の 2007 年版では、前置きがあって、そこで自動車輸送云々が出てくるのですが、いきなり解説の冒頭のところで自動車輸送が出てくると、これだけが悪くて何も対応していないのではないかというふうに誤解されないかと思います。統計を見ていただきますとわかりますように、ここ 5 年ほど、統合的対策とか関係者の努力もあり下がってきています。そういうことも踏まえて、もう少しソフトなうまい書き方をさせていただきたいと思います。よろしくご検討お願いします。

上妻委員長

皆様のご意見を伺っていますと、「バリューチェーンマネジメント」という言葉は、やはり避けたほうがよさそうですので、「バリューチェーンにおける環境配慮の取組の状況」とか、そういったようなネーミングにして、少し修文をさせていただきます。

それから西堤委員がご指摘になった 75 ページのところですけども、まあ特定の産業について、何か欠陥があるような書き方にするというのは公平ではないと思いますので、このところももともとそのような趣旨ではないですので、そういうふうにならないように修正したいと思います。

では、加藤委員、お願いします。

加藤委員

はい。「記載すべき情報・指標」の内容が、それぞれの項目により少しずつ違うところが気になりました。非常に細かくなりますが、例えば、66 ページ目の「ステークホルダーへの対応状況」のところで「記載すべき情報・指標」とありますが、これは、方針、実績、計画などということで、次の 67 ページ目の国・地方公共団体などへのところで言うと、方針、目標、計画、状況、実績。特に気になりましたのは 68 ページ目のバリューチェーンのところですが、ここで「記載すべき情報・指標」とは、課題、方針、目標、戦略、計画、プラス体制など、違った視点も出てきます。ステークホルダー、国・地方公共団体、バリューチェーンということで、何に対してという対象は違いますけれども、それぞれの対応の状況ということであれば、方針、実績、計画、プラス体制などでまとめるのも 1 つかと思いますが、この違いの背景などあれば、教えていただければと思います。

上妻委員長

その、「記載すべき情報・指標」のレベル感が違うということに関しては、ご指摘のとおりだと思います。基本的には、このところは記述情報を中心に、取組の方針だとかそういうことについて説明をしていただきたいということが趣旨ですので、レベル感が統一できるような形で、今ご指摘のあったところについては修正をさせていただきたいと思いますが、それでいいですね？

環境省・猿田課長補佐

はい。

上妻委員長

他にはいかがでしょう。では八木委員、お願いします。

八木委員

今の加藤委員の意見と少し重複するのですが、後ろのほうで、財務情報とか経済情報については、各章の中に入れ込んであるので、そこと連携しながらというふうには書いてあります。項目によっては、全くそういう言及がない箇所があります。例えば、バリューチェーンであるとか製品のところとかは、そういう財務情報とかに対する言及がほとんど入

っていない項目もあります。そのあたり、もう少し統一感を持っていただければと思います。後ろの事例では、実は製品とかバリューチェーンの財務情報とかは出てきているんですけど、前に出てきていないというのがあります。齟齬が生じているところが何箇所かありますので、そのあたりをお願いします。

上妻委員長

分かりました。その点についても、整合的になるように修正したいと思います。
他にはいかがでしょうか。西堤委員、お願いします。

西堤委員

72ページの「製品・サービス」の環境配慮のところです。日本は、国際的に見てもこの、環境に配慮した製品が、やっぱり売りどころだと思います。製品の環境性能に優れた点について書いてみようと思う人は、こういうところをもっとアピールすれば良いというように、何かワクワクするような書き方がしてあれば、もっと報告書を新たに作成してくれる人も増えるのではないかと思うのです。この文章はすごく淡々と書いてあります。何かこれだけを見ていると、自分たちの製品を、何かアピールしようというような人が出てこないのではないかなというような感じがします。どういう書き方にすればいいのかというのは、相談をさせていただきたいと思うのですが。何かこのあたりを、メリハリをつけて、「これやらないとリスクになるぞ」というのと「これをもっとやると、メリットというか機会になるぞ」というのを、文章にもう一工夫あればさらにいいのではないかという印象を持っております。

上妻委員長

この部分は今回目玉ですので。西堤委員がワクワクするような形で書き直したいと思います。また後日ご相談に伺うと思いますが、よろしく願いいたします。

他の事業者の方々も、そういうご指摘があれば、ぜひお願いします。

他にいかがでございましょう。古田委員お願いします。

古田委員

74ページですが、製品のエンドオブライフの話というのは、「製品・サービスの環境配慮」の中に入れてしまうという考え方でしょうか？資源循環とかを考えていけば、本来であれば独立させなければならぬ項だと思いますがいかがでしょうか。

上妻委員長

それについては事務局でも議論があったのですが。まあ独立させるところまでいって、何かいいアイデアがあるかということなかつたので書かなかつたのです。何か委員の方々

中で、そのあたりについて、こういうところの指標として、特に「記載すべき情報」等の形で、何かあればご指摘をお願いできればと思うのですが。

おそらくエンドオブライフのことについては、製品の開発段階で考慮されるということ、ここに入れるというのが好ましいだろうという判断でした。ただ、それ以外に例えば行政との関係の中で、そういう問題が重要だということはよく認識していますが、それについて実際に利用者の方々が報告書を作成されるときに、どこまでお書きになるのかというのが少し想像が付きませんでした。いかがでしょう。

古田委員

弊社の例で申し上げますと、やはりワールドワイドにリサイクル、回収の仕組み、それからリサイクル拠点というものを配備しています。そういう意味で、その中でどういう考え方でリサイクルを行っているか。ある部分に関してはクローズリサイクルでまた私どもの製品に戻していくだとか。そのためにこういう技術開発をやっていくんだとか。そういったようなことがあります。それなりのページを割いて、エンドオブライフのところについては説明させていただいています。これは業種によっても違うのかもしれない、単に外部に委託されているというところもあるかもしれません。考え方としては、バリューチェーンで考えるのであれば、やはり中に包含する場合もあるでしょうけれども、設計だけの話ではなくて実際のオペレーションの話で十分書くに値することはあると思っています。

上妻委員長

わかりました。区分としては、独立させる方向で少し検討させていただきます。また個別にご相談にあがると思いますので、よろしくお願いいたします。

では、佐藤委員、お願いいたします。

佐藤委員

73 ページの一番下のところに「なお」とあり、拡大生産者責任とリサイクル法とか書いてありますが。製品サービスで、会社がやっているのはリサイクル法対応というよりは、もう少しダイナミックなやり方なんじゃないかなと。下取りとかですね。それから中古とか、中古品からの活用とかですね。それからリユースとか、修理とかですね。これでは、あまりに家電とか自動車リサイクル法に偏っているなという気がいたします。もう少しダイナミックに書いてもいいと思います。

上妻委員長

わかりました。そういう視点で少し、検討させていただきます。

他にいかがでしょうか。魚住委員、お願いいたします。

魚住委員

これは、どなたかが最初に質問されたかと思いますが。直接影響は 6 章で、間接影響についてはこの 5 章になると思いますが、実際間接影響で書かれているというのは、製品の環境負荷、削減量を推定計算するとかいう、数値情報はそういうのが多いわけです。

上妻委員長

基本的に 5 章は、事業者の方々の自主的な対応をお願いすることになりますが、基本的には文書データで書いていただくというスタンスで、作っています。

魚住委員

そうですか。

上妻委員長

はい。

魚住委員

であれば、6 章で間接的な環境影響を減らすような活動について踏まえていることを。

上妻委員長

間接的な影響については、この 5 章で書いていただくことになります。

魚住委員

数値は、ここには書かないということですか。

上妻委員長

書いていただいてもいいんです。2007 年版のときについては、バリューチェーンの話って出てこなかったんです。まあ出てきても、ほんとうに見出しのところに説明が少し出てきているだけで、具体的な話ってほとんど何もなかったんです。しかしながら、今はもうそのところを書いていただかないと、社会的責任を果たせないという状況ですので、そこを拡充するというのが当初の目的だったわけです。ただ、そういうところについて、定量的なデータを持っている事業者の方と、そうじゃない方がいる状況の中で、果たしてその数値データを書くというようなことを、ここに書き込んだほうがいいのかよくないのかというのはずいぶん議論になりました。そして、基本的には 5 章では記述情報を中心にして、もし書けるような状況が整っているのであれば、数値で付加して書いていただくことも構わないという構成にしてあるということでございます。

魚住委員

少しわかりにくいです。72 ページのその のところでは、2 つ目に「環境負荷低減に資する製品・サービス等による環境保全効果」というのがあり、だから製品を省エネタイプに変えたりしたら CO2 排出量は従来品よりは減っていくと、そういうのはここで出すのか。6 章のほうで出すのか。

上妻委員長

ここ 5 章で出します。

魚住委員

5 章で。

上妻委員長

はい。効果がどうしても川下に出て行くものですから。

魚住委員

はい。わかりました。

上妻委員長

ただ、これは当初、最初に國部委員からご指摘いただいたところですが、いわゆる川下・川上と事業エリアの中とか、分離してマネージしているわけではないので、そういう関連性がわかるようにということも確かに重要だと思います。しかしながら、とりあえず 5 章と 6 章は別々に書かれていますから、その関連がわかるような形の文章を 5 章の冒頭にでも付け加えたいと思います。

他にいかがでしょうか。特段ないようであれば、また後ほど戻っていただいても結構です。ですので先に進ませていただきます。

ちょうど時間的にはよい頃合になりましたので、10 分間休憩を入れたいと思います。今ちょうど私の時計で 16 分ぐらいですので、25 分から再開します。

(3) 第 6 章 「個々の環境負荷及び環境配慮等の取組に関する状況」を表す情報・指標 について

上妻委員長

それでは時間になりましたので再開します。お手元の資料の第 6 章について、事務局のから説明していただきます。

資料説明

環境省・佐藤調査員

それでは6章について説明をさせていただきます。よろしくお願いたします。

6章は78ページからです。78ページの上にも書きましたが、2007年版では、事業活動における環境負荷及びその低減に向けた取組の状況を「OPI」とさせていただいた部分を、6章という形でそのまままとめております。

主な改訂のポイント、先生の皆様方のお手元の資料、コメントの所にも書いておりますが、1つは「記載が必要な情報・指標」、それから「重要性がある場合の情報・指標」という部分にあわせて中身を一部見直しております。それから東日本大震災の対応にあわせて、項目として「有害物質等の保管・排出」を新たに付け加えております。それから「生物多様性について」という項目、2007年版ではMPIに入っていたが、こちらを移してこの中に入れております。

それでは中身について説明いたします。まず79ページに、6章に共通する項目、記載項目の中の共通事項を一覧でまとめております。「記載が必要な情報・指標」の中で言いますと、まず戦略とか目標とかですね、そういう記述情報項目。項目の名前なのですが、「記載が必要な」と申し上げましたが、「記載すべき」に統一しており中身がずれていました。

戦略、目標等を、それから総量と原単位を書くというふうにしています。それプラス補足情報というのが、「記載すべき情報・指標」の部分ですね。それから「重要性がある場合に記載する項目」といたしましては、算定方法が変更になったときの事情でありますとか、それから内訳情報等については、基本的にのほうに移しております。このような変更をしております。

それでは中身のほうをさらにご説明させていただきます。時間もありますので少し飛ばさせていただきますけれども、82ページのところで、「マテリアルバランス」のイメージ図を載せていますが、これは2007年版では2段階になっていたものの下に、「事業エリア内の負荷物質の内部ストック」というものを新たに付け加えております。

それから83ページ「資源・エネルギーの投入状況」の中で、の「記載すべき情報・指標」の部分ですが、「再生エネルギーの投入量」というものを残しまして、それ以外は内訳情報についてはの「重要性がある場合」のほうの項目に移しております。

それから、84ページですが、「記載にあたっての留意点」の部分で、()のところですが、電力の場合、総エネ投入量の場合には、電力の指標の場合、計算する場合に、9.97MJ/kWhという数値を使っているのが普通ですけれども、それ以外に3.6MJ/kWhということで、使用エネルギー量の算定する場合に、2通りの方法でも構わないというふうな形を入れております。

それから85ページのところで、「総物質投入量及びその低減対策」の部分です。コメントの上から3つ目のところになりますが、購入した資源の中においても、リサイクル資源

の割合を新たに記載していただくように...を付け加えております。

それから先にまいりまして、88 ページのところです。「水資源投入量及びその低減対策」のところ、ちょうど真ん中あたり、「記載にあたっての留意点」の()の部分ですが、水資源を使用する際、海水などを大量に使用して冷却水として使用する場合、というのが5章のほうであります。このような場合、冷却したあとのその熱を水と一緒に出すというようなケースもありますが、この熱量についても環境負荷であるということを、ここに追記をしております。

続きまして 94 ページのところ飛びます。「温室効果ガスの排出量及びその低減対策」の部類の1つでございますが、94 ページの()のところですね。電力係数の使用についてですが、現在、電力係数が、時期的に CSR レポート等の発行よりも遅れて出てきており、古いものと新しく出てきた係数の使い分けの部分なのですが、これについては、訂正をせずにそのまま記載するような形でも構わないというような形の項目を下に新たに1つ加えております。

それから 95 ページが「総排水量及びその低減対策」の部分ですが、ちょうど真ん中あたりのところ、 の「重要性がある場合に記載する情報・指標」の中の、熱量と排熱量。先ほど水の使用量のところでも申し上げましたが、その排熱量という環境負荷についても記載するようここに付け加えております。

それから同じく 95 ページの一番下のところなのですが、コメントのところでも書きましたが、数値を公表する場合に、規制値が特にある場合ですね。法令等の規制値がある場合につきましては、その規制値と、それから実測値と2つを並べて記載するような形のほうがより見やすいだろうということで、これを加えております。

それから 96 ページですが、この上から2つ目のコメントの部分で、先ほども申し上げましたが、冷却水を大量に使用する場合、その廃熱管理の必要性というものをここで加えております。

それから 97 ページ、大気汚染のところですが、大気汚染物質の排出量を今まで記載するようになっておりましたが、それに加えて最大濃度、汚染物質の濃度を記載するよう新たに付け加えております。

それからさらに、少し先に飛びますけれども 105 ページです。最初に申し上げました東日本大震災の際に有害物質が流出したというようなことも受けまして、「有害物質等の保管・排出量及びその低減対策」ということで、有害物質の低減策及び保管量なども確認してはどうかという形でここに加えさせていただいています。

それから最後に 107 ページ、生物多様性の汚染の部分につきましては、以前のものを、若干内部で並べ替えをしております。 の部分ですね。「重要性がある場合に記載する情報・指標」の部分で、事業活動とそれから事業活動以外という形で、2つの区分に分けております。ページが挟んでしまっているのでもわかりにくいですが、そういう形で項目分けをしております。

それから、新たに COP10 で決まった内容を受けて若干追記しています。以上です。

意見交換

上妻委員長

それでは、ただ今の事務局からの説明を踏まえまして、ご意見、ご質問等があればお願いいたします。佐藤委員、お願いします。

佐藤委員

申し訳ありません、私は遅れてきたので、前のほうにも少しコメントしてよろしいでしょうか。すみません。

1 ページ目の「はじめに」ですが、何かこう世の中悪くなっていくということがすごく強調されていて、世の中が悪くなっているのは企業のせいで、企業の反省文環境報告書を書くというのは少し違うと思います。やはり環境報告書は、企業が自主的取組を促進することによって、社会に貢献するということを目的としているので、あまり世の中はもう世紀末になっているということは、それはそうかもしれないけれども、あまり強調すると、取り組んでいることがどれほど効果があるのかどうかわからなくなってしまう。地球規模では地球が消滅するかもしれないみたいな話というのは、大上段すぎるという気がします。

それで、2 ページ目も最初のところが、まあ、「環境問題の深刻化により」とありますが、日本では、環境問題はかなり改善されている部分もありますから、さらにこの取組を世界に広げていこうという感じの部分もあると思います。だから、全体的に世紀末っぽい雰囲気あまり強いのはどうなのかという気がします。

それから今ご説明があったところに戻ります。94 ページの解説の COP17、COP16 のあたりの書き方は、書き過ぎという気がします。ここ、まだ不安定なところもあると思うので、企業としてはそういう規制があるかないかは別にして、着実に多分進めていかねばならないものだと思います。

それから 96 ページの公共用水域の水質で、上乘せ条例があちこちできているという話がありますが、それはそうですが、条例ができているからやるというのではなくて、どちらかという今会社は、基準よりもどのぐらい上にできるかということを書いているので、こういう法律があつてといったことをあまり書く必要はないと思います。

上妻委員長

最初の 1 ページ、2 ページ目に関しましては、見直したいと思います。確かに、危機をおおっても全然ガイドラインの意味にならないので。あまり書き過ぎることのないようにします。とりたてて、特にここはやめたほうがいいというような表現などありますか？全体として羅列しすぎですか？

佐藤委員

そうですね、企業の行動が環境に大きな影響を与えていて、環境への配慮が求められていることはそのとおりですが、そのように始めないほうがいいと思います。

上妻委員長

わかりました。そういうトーンで書き直します。

それから 94 ページですが、これは書き過ぎだというふうにおっしゃられたようですが、要するに、例えば COP17 まで来て先が見えないから、気候変動問題については排出量取引制度もできなかったことだし、そういう状況認識なんだということは書かないほうがいいのかということですか？

佐藤委員

この 94 ページを見ると、WG の立場は若干難しいところにありますよね。

上妻委員長

そうですね。おそらく今年のちょうどこのぐらいの時期に、主要 3 施策が公表されて京都議定書の単純な延長には合意しないと言っていますが。だからといってこの問題が世界的に消えたわけではないですし、日本の責務が消えたわけではありません。

佐藤委員

環境報告書では、日本の国が責任を果たせということを書く必要はないと思います。

上妻委員長

でも、そういう日本の業界別に自主目標を持っているケースというのは、日本の政策と連動して産業界が自主的に取り組んでおられることもありますので、日本の置かれている状況について、解説で書くというのはそんなに不都合ではないように思います。ただその、書き方については、善し悪しがあるかと思います。

佐藤委員

特に、最後の文章の「我が国としては」というのは、国のスタンスを書いて、環境報告書ですので「企業としては」というように持ってきていただきたい。

上妻委員長

わかりました。要するに、行政として押し付けがましい文章にならないようにということでしょうか？

佐藤委員

国の取組が、一時的にも行きつ、戻りつしたとして、企業としては着実に進んでほしい。と感じています。

上妻委員長

わかりました。それは96ページのところも同じですね？

佐藤委員

はい。

上妻委員長

はい。そういうような形で修文いたします。國部委員、古田委員の順でお願いします。

國部委員

1つは簡単なことです。6章のタイトルが「個々の」という言葉から始まっているのですが、他の章には、「個々の」がついた章はありません。「個々の」がつくとウエイトが低そうに見えるのですが、実はここが一番中心なので、どうすればいいのかは難しいのですが、少し考えていただければ。

上妻委員長

かつては「事業活動に伴う環境負荷及びその低減にあたって」となっていました。

國部委員

そのほうが多分いいと思います。

上妻委員長

わかりました。

國部委員

それから、これは恐らく企業の方からも意見が出ると思うんですが、「マテリアルバランス」の表の中で、この内部は、内部循環のものとそれから負荷物質のあるストック、というのを新たに付け加えられていますよね。ただ、ここに関する説明があまり書かれてないですし、外部循環とか輸送のところで別の項目あったので、多分そちらでも書けるはずですし、内部ストックは、化学物質等であれば「化学物質等」でも書けるわけです。ここは、マテリアルバランスのインプットとアウトプットに絞ったほうがすっきりしていいと私は思います。

上妻委員長

最後に付けたストックの問題ですよね。

國部委員

ええ、はい。

上妻委員長

ここについては、前回ご意見をいただき付け加えましたが、この件について、魚住委員からご説明をお願いします。

魚住委員

個人的には、インプットとアウトプットをバランスさせようとするれば、物資、物質の投入量、あるいは製品の在庫量とか、それも考慮しないと本来はバランスしません。だから環境負荷物質というのを、広い意味で総物質も含めるかという話はあるんですが、私はむしろ、事業エリア外の外部循環についてはどうだろうと思っています。インプットの部分がないのですが、総物質投入量の中で一部、再生資源の割合という指標が今回入ってきているので、そうした部分が内部循環のインプットのほうに相当するものであるかとは思っています。

上妻委員長

ええ、仕組みから考えると、生産プロセスの中に投入された資源とエネルギーは、主として製品やサービスに変わる、それにならなかったものが環境負荷になる、という考え方でマテリアルバランスは作られています。そうすると、過去のマテリアルバランスの中で、環境負荷として発生した分がストックされているということですから、要するに、単年度でスタティックにインプットとアウトプットのバランスを見るのか、もう少し拡大してみたいのかという違いだと思います。

これについて、國部委員、いかがですか。

國部委員

そうですね、これは企業の方に聞いていただいたほうが良いと思います。非常に難しい話だと思います。

上妻委員長

それでは、この件に関して、企業の方々にお願いします。富田委員からお三方、順にご意見ください。

富田委員

そうですね、やはりこの事業エリア外の循環の話は、これだけ切り出して出す話だろうか。そういう意味では、隣に書いてある輸送の荷主責任なども、なぜここだけなのかというのが気になります。どちらかというところの「マテリアルバランス」より、先ほどの「バリューチェーン」の中で、前回の 2007 年版の 18 ページにこのライフサイクルのステージというのがあり、これを広げた絵があり、こちらのほうが全体像を表していて、この中で、例えば外部循環に相当するとか、もしあれば何か記載するみたいな感じにしていかないと、非常にこの「事業エリア外」というのが取ってつけたような感じになって、ちょっと全体感を失うかなという感じがします。

上妻委員長

はい。この「事業エリア外」とはかつてはなかったのですが、要するにマテリアルバランスの基本的な考え方も「外」にあるものですから、でもこれも重要なファクターなので、ここも加えるようにということで、前回の 2007 年度版から加えたという経緯があります。今回は、その一番下の 3 番目を加えたほうが良いというご意見を前回の検討会でいただいたということです。

富田委員

このあたり議論があるので、先ほどご指摘のあった、例えば製品の廃棄などは、そういう意味でここだけで見えてしまっているのかという気がします。ですから、この事業エリア外みたいなものがあるとするのであれば、もう少し幅広にとらないと、なぜこれをピックアップしたかというのは、少しわからないなど。

この輸送などは、恐らく法律があるからという理由だと思うんですけども。

上妻委員長

これについては私も記憶していませんが、前回入った部分です。前回、途中でこの議論をしている。マテリアルバランスの一番上のところだけでは足りないという話で、ここまで入れるようになりました。

富田委員

この輸送は、2007 年版にも入っていますが、これだけ入ってきているというのには、何か違和感を覚えます。

上妻委員長

わかりました。西堤委員、お願いいたします。

西堤委員

これらのデータについては、作成している担当から、なかなか取れないという意見がありました。結構、上の数字を集計するだけでもものすごく工数がかかります。それに加えて、この内部ストックの数字を集計するのは結構大変だと思います。できれば項目の追加については、今回は見送っていただければと思っています。これらがなぜ必要なのかというのが、解説を読む限りでは書かれていないので、こういう情報もあれば良いという程度に過ぎないのであれば、入れないでいただきたいと思います。

上妻委員長

わかりました。古田委員、お願いいたします。

古田委員

はい。まず考え方として、「マテリアルバランスはどこに記載するのか」ということだと思います。この6章に記載するのであれば、先ほどの議論の中で、ここは直接排出に関わる環境負荷の項なので、事業エリア外、内だ、という話は、ここにはないことになります。

では、そもそもマテリアルバランスはどこに記載すべきかという、もっと初めのところで全体像をきちんと示すために置く、という考え方だと思います。であれば、外部、事業エリア外のデータも入れても構わないと思いますし、そこは事業者の判断によって、直接と間接ということを示した上で出せばいいだろうと思います。

それから、ストックに関して、これはあくまでも年次の報告書ですから、インプットとアウトプットで必ずしも全部ぴったり合わせる必要もないと思うので、ストックしてるからどうだっという話は当面ないと思います。

上妻委員長

おそらくここは、今回の震災の問題があり、事業エリアの中で環境リスクマネジメントをきちんとしなければならぬという考え方と、潜在的に危険な物質が保管されているというものについての情報が、全体像を見るところにあったほうがいいという配慮で出ているんだと思います。

ただおっしゃいますように、マテリアルバランスの考え方からすると、ロジカルではないことは確かだろうと思います。事業エリア内については、前回の2007年版のところで、多少サプライチェーンも含めて、バリューチェーン全体に少し範囲を広げなければいけないという議論があり、2007年版のあの表ができました。ところが、あの表があってそういうふうにはやらなければいけないと言っているながら、具体的な中身はありませんでした。それが、輸送のところが付け加わったという経緯です。

ところが今回は、もともとバリューチェーン全体を対象するのが基本で、事業エリアは

EPI を中心に構成し、バリューチェーンは文書データで基本的には書いていただくという考え方です。そうすると、バリューチェーン、製品ライフサイクルに沿って、いくつかの企業が作られているような形で、もっとその拡大したマテリアルバランスを作るのかということになりますが、そこまではまだ準備がない状況です。事業者の方々にそういう負担を強いるというのは好ましくないという配慮で、このような形になっています。

今のご意見を伺う限りでは、むしろマテリアルバランスの上の部分だけを 6 章の冒頭に残し、事業エリア外とストックについては、他の部分で数値やその文章で記載していただくこととし、マテリアルバランスの中に入れたいほうが、すっきりした合理的な考え方になるというご意見であったと思いますが、それでよろしいでしょうか。

富田委員

ここにはそういう業種の方がいらっしゃらないので、適切かどうか自信が持てませんが、何か PCB の保管などであれば、どのような企業でも恐らく少くくは該当して、こうした記述はそれほど難しくないだろうと思います。やはりエネルギー事業者とか、化学事業者などが、大量の石油を備蓄してたりなどという情報を開示しているのか、テロのリスクなどをどうするかなどといった問題にも発展しそうな気がします。どちらかといえば、そうした事業者の方々に何かしら確認いただいたほうがよいように思います。

上妻委員長

いずれにせよ、この集計表という形でのマテリアルバランスからは下の 2 つを削除し、それぞれ個別のところ収録するという方向で調整したいのですがよろしいでしょうか。私もそのほうがすっきりすると思います。

それでは、古田委員、お願いします。

古田委員

はい。今、富田委員が話されましたが、気になるのがやはり 105 ページです。第 6 章は、どのような位置付けなのかなと思います。この報告書全体としては、基本的に連結ベースで、連結子会社も含めてデータを開示していくべきだというふうに原則として書いてある。にもかかわらず、6 章ではやはり個別事業所のデータをこと細かく書けとなっているようです。

おそらく(7)の事業所とロケーションと紐づかない限り、連結で開示しても何の意味もなさないことになりかねないのでバランスの悪さを感じます。先ほど富田委員もおっしゃいましたように、この部分に関連する事情はよくわかりませんが、ここまで踏み込む必要があるのかというのは、気になります。

上妻委員長

これに関して、企業において社的な方針のようなものは持っていないのでしょうか。例えば有害物質について、どういうところで管理するといったようなことについてグループベースでの方針のようなもの。

古田委員

そういったものはあります。しかし、年間最大保管量及び年間平均保管量を出せということになると、PCB はどこの事業所に何トン保管していますという情報を開示することとなるが、こうした情報を開示したところでどうなるのかというのがわかりづらい。

上妻委員長

では、方針やそういうものについては、差し支えない範囲で記載していただけるということでしょうか。

古田委員

いや、PCB については、処理を進めたいのだが、国の準備が整わないので待っています、という状況です。早くしてくれというのが方針だと思いますが、何を、誰に、どのようにインフォームするのかというところが少しわかりづらい。

上妻委員長

これについてのご意見、魚住委員、お願いします。

魚住委員

この直接環境影響 6 章ですが、これは連結の全体の数字ばかりでなく、サイト単位の情報の開示を要求している箇所もあると思います。水質とか大気で法令順守状況などでしたら、その地域、事業所の許容される規制値、最大どれくらいと。年間の最大値の比較ということも書かれています。その意味ではこういう危険物質についても、地域単位、事業所単位で、これは本来は重要性のあるものでしょうけど、東日本大震災の例を見てもわかるように、どれくらい危険物が保管されているのか。PRTR 法では保管量は報告義務に入っていません。PRTR 法ができるときにも、一般の NGO などからの要求はありましたが、それは報告しなくていいこととなった。海外では報告義務のあるところも結構多い。そうした観点からはやはり重要性がある。何か事故おきたら非常に大きな被害が考えられるような保管量については、私はやはり開示するのが望ましいと考えます。

上妻委員長

この 105 ページの「記載すべき情報・指標」には、ア、イ、ウと 3 つありますが、アが方針の類のところ、それから低減対策について基本的な記述情報として書けるところ

だと思います。イ、ウが数値情報になりますが、このイ、ウを「重要性がある場合に」に移すという対応でいかがでしょうか？そうすれば何でもかんでも書くということにはならないと思います。そして、本当に重要性のあるケースについて、書くということになって、それぞれこれまでのガイドラインの改訂のときもそうなんですが、新しく入ってくる項目についてはそれはできないというような意見があったりする中で、だんだん実務が普及してくるということもありましたので。とりあえず、各事業者の方々の重要性判断に依存するという形で、イ、ウ以降を下のほうに移すという対応といたしますがよろしいでしょうか。

環境省・佐藤調査員

この部分についての追加ですが、「記載にあたっての留意点」の()で、「有害物質等の量的及び質的な重要性の観点から必要と判断される場合」というように、改めて、特にここで明記をしています。

上妻委員長

それについては、もともとこのガイドラインの構成自体が、のところは基本的に全ての事業者が共通して書いていただくところという構成になっていますので、この部分だけ注記事項で、そうではないと言うと矛盾するので、これを削除し、イ、ウを下に移していただきたいと思います。

では、佐藤委員、お願いいたします。

佐藤委員

105ページはやはり企業には気になる場所だと思います。そもそも、「事業に影響を与えない範囲で行う低減対策について」となっていますが、有害物質が必須である企業は結構あります。そうすると、有害物質の使用低減というのがありますが、これはどちらかといえば「マネジメント」だと思います。有害物質の保管情報の把握とその危険防止対策などの。それから緊急事態の対応策とかですね。やっぱりそういう方針が本当は必要だと思います。アスベストやPCBはもう収束した話で、これから順次対応していくということですが、他の物質は、事業活動で使わざるを得ないものである可能性があるもので、使い続けることが前提となっているという点で、ちょっと種類が違うと思います。

上妻委員長

ここにある、「事業活動に影響を与えない」というのは、無理にやるということではなくという意味ですが。低減対策については、これも事業者の方に伺ってみたいとわからないのですが、不要な物質についてはなるべく減らすなどという対策を採られているというようなことはあるのでしょうか？富田委員、いかがですか？

富田委員

例えば PCB などについては、先ほど古田委員がおっしゃったとおり、待ちの状態です。アスベストは状況が違つかもしれませんが、その保管量とはいってもどこかの倉庫に保管してあるというのではなく、仮にあったとすると、建物に塗布されているという状態であり「保管量」という概念はあまり通じないと思います。当然、建物まで建て替えるときは、全部撤去するという話になりますが、そういうのは、安全性上は問題がないよう措置をしてあるでしょうから。後のほうに書いてあるものは、確かに事業プロセスで使うものという点からして性格が違います。

特に事業プロセスで使うものに関して、例えば放射性物質は、個々の会社が報告するというよりも電力事業者の方が本当に開示できるのかという問題になると思います。日本全国の量の圧倒的な量がそこに保管されているかと思しますので、そこを開示しないと意味がない。個々の小さな事業者がラボラトリーに少しばかり保管しているかもしれませんが、そうしたものを開示したところで何となく意味がないのかなと。

逆にそういう意味では、この項目は、前のほうにあったリスクマネジメントなどの章の中に組み合わせていくほうが好ましいのかなと。数値だけの開示におわれるよりは、やっぱりどうやってマネージしていくのかっていう観点から書いたほうがより適切ではないかなというふうに思っています。

上妻委員長

それでは数値情報に関しては、もしくはそのデータ等に関しては、環境リスクマネジメントの中の重要性がある場合に記載するというようなところに集約して移すということで、ここを削除するというご提案だと思えますけれどもいかがでしょうか？

佐藤委員

なくなってしまうのは寂しいですね。できるだけ書いておいて、できれば数値は開示してほしい。製品の省エネの対策を進めるときに有害物質が増えるということがあり得ます。そういう意味では、有害物質が全て悪いのではなく、一定の効果があり一概には削減というものでもありません。

上妻委員長

それでは、先ほど申し上げたように、「記載すべき情報・指標」に関しては、管理方針等の類のものがあればそういうことを書いていただく、数値情報等のデータについては、重要性があるという判断がある場合に書いていただくということにして、ここも少し書きぶりを修正させていただいて、項目としては残す方向でご理解をいただきたいと思いますがよろしいでしょうか。西堤委員お願いします。

西堤委員

ここ数年、COP10や生物多様性の業務に取り組んでいたもので、107ページの最初に、生物多様性の保全云々とか遺伝資源って書いてあります。これが生物多様性条約の3つの目的だと思います。個々の企業で、目標とか実績とか書いてありますが、本当にどこまで書けるか担当されている方々は悩んでいます。どんな指標がいいのか、経団連なんかでも今検討しているような段階です。だから将来的には必要かもしれませんが。とりあえず今、2020年目標という愛知目標が先般のCOP10で決まり、それに向けて具体的にどんな目標、どんな数値でやっていこうかというような検討をしている段階ですので、先走りすぎているんじゃないかなというような感じがします。

あとはできれば解説で、生物多様性ってなぜ取り組まないといけないのかという点について書いていただけるとありがたい。しっかり取り組まないリスクがあるとか、取り組めばこういうメリットがあるとか。

上妻委員長

おそらくビジネスを進める上で、この問題を無視することはあり得ないので、そうした場合に、生物多様性条約の3項目に沿って書くよう要求するのは過大だというご意見でしょうか？

西堤委員

そうです。愛知目標の20項目といっても、ほとんどが定性的目標です。なかなかぴんとは来ないのではないかと思います。

上妻委員長

そうは言っても、ガイドラインは作ってしまえば、5年、もしくは10年ぐらい、耐用年数があるということを考えると、やはり無視できないところだと思います。だから、この「記載すべき情報・指標」の中に数値情報については入れないで、下のほうに移してしまえばきちんとした対応にはなるかと思いますがいかがですか？

西堤委員

そうですね、産業別によって必要な業種とそうでない業種があると思いますので、そうしたほうがより現実的だと思います。

上妻委員長

それでは、生物多様性の「記載すべき情報・指標」の中から、イとウのところ、これについては「重要性がある場合に記載する」というところに移させていただきます。

それから、解説には生物多様性条約が中心に書いてありますが、なぜかといえば、おそらく国際的な評価基準というのは生物多様性条約についてどう考えるかだけであり、工場の周辺にビオトープを作るとかそういう話ではないので、やはり、生物多様性についてもきちんとした方針を持っていただきたいというのがガイドラインの考え方だと思います。もう少しビジネスの方々に対して、この問題が直接将来の収益性云々にも密接不可分に結びついているんだということがわかるような説明を、1パラグラフで解説のところに付け加えるということにいたします。それでよろしいでしょうか。

西堤委員

はい。

上妻委員長

それでは、魚住委員、お願いいたします。

魚住委員

83ページの総エネルギー投入量の中で、電力とか蒸気、熱を購入するときには、その購入する先での投入量。それは計算してみると、直接のその事業所での消費エネルギー量ではないわけです。海外でもGRIで直接的エネルギー消費量と間接的エネルギー消費量とがあり、直接的エネルギー消費量の電力では3.6MJ/kWhを使って計算するという観点から、総エネルギー投入量だけではなく「消費エネルギー量」という指標も大事だと思う。海外では本来は比較するときには、消費エネルギー量のほうが本当は比較可能。電力会社の発電ロス分等も、今の総エネルギー投入量では含まれているわけですから。

上妻委員長

これは、マテリアルバランスの各項目に沿ってそれぞれ構成してあります。ここで言っているのは、化石燃料など環境負荷があるようなエネルギーの投入を少なくするということですが、消費ベースで見ると例えば再生可能エネルギーを併用しているようなケースで、消費量を減らした結果、再生可能エネルギーだけ減らして、化石燃料はそのままでも消費エネルギー量は減りますよね。

魚住委員

減りますね。

上妻委員長

それは、おかしくないですか？

魚住委員

いやいや。消費エネルギー量は、機器でどれだけ使うかというのが減るわけです。だからサイトに入るエネルギーの比率、それは化石燃料と再生可能とかとは分けて認識すべきであり、サイトに入る化石燃料、電力の場合に、もとの電力会社の発電のときの熱量を使うのはおかしいのではないか。

上妻委員長

だから発電のときの熱量を使って計算するので、投入量が送電ロスも含むということになる。だから代理指標として消費エネルギー量を使ったほうがいいというご意見ですか？

魚住委員

本当は両方必要だと思います。あくまでもエネルギー消費は、効率よく少なくすべきだと思います。エネルギーを消費する設備では、そこに投入される分は、将来的には再生可能エネルギーの割合を高めていくと。しかしながら、そのサイトでいくら消費されているか、という指標が見えないわけなんですよ。

上妻委員長

でもこれ、全社的な対応ですので。要するに、事業活動の中に投入される化石燃料を少なくするというのももとの投入エネルギー量の大きな趣旨ですから。もちろんその消費量に関して開示をするというのは、それはそれなりに意義のあることだと思いますが、必ずしもここで書く必要はないのではないかと思います。もう少しガイドラインで、マテリアルバランスに沿って書く投入量というところではなくて、例えばサイトレポートやもっと下のところで事業者が自主的に管理をされるということで足りるような気がします。それを超えてここに書かなければいけない理由が、ちょっと私はよくわからないのですが。

魚住委員

本当のエネルギー消費量を、開示するのがよいのではないかと。

上妻委員長

本当のエネルギー消費量であり、化石燃料の投入量を減らしたいのが目的ですから。

魚住委員

だけど事業者が、直接環境影響、サイト内でどれだけエネルギーを使ったかという情報が私は大事な情報だと思うんですよ。

上妻委員長

でも、環境影響について管理する、もしくはステークホルダーの人たちに伝えるという観点からすると、資源だとかエネルギーの消費を少なくしていくということが重要なんであって、そのときには再生可能エネルギーは含まれないと考えるのが一般的だと思います。環境に負荷のあるような資源やエネルギーの収奪をなるべく少なくするという考え方で作られているので。エネルギー効率云々の問題は、例えば再生可能エネルギーだったらまったく問題が起こらないのではないのでしょうか。全部が再生可能エネルギーだったら。

魚住委員

そうなんですけど、今は投入エネルギーといっても、その事業所へ入ってくるエネルギー量ではなくて。

上妻委員長

ええ、わかります、でも、それは。

魚住委員

そしたら、電力会社が効率よくやれば、事業者は何もしなくても数字はよくなるということになります。

上妻委員長

それは、例えばオンサイトで、サイトの直前のところでのエネルギー量がわかればそれでいいわけですよええ。

魚住委員

そうですね。

上妻委員長

だけど、それがわからないので、送電ロスとかが。

魚住委員

いや、わかります。

上妻委員長

わかるなら、それにしていだければ、この趣旨は満たせるのではないのでしょうか。

魚住委員

そう、それが、消費エネルギー量という指標になるのではないかと。

上妻委員長

消費エネルギー量とは使ってしまうエネルギー量ですから。例えば再生可能エネルギーと併用していた場合に、先ほど申し上げたように全般的に減らして、その減らした分は再生可能エネルギーを使わないんだと、相変わらず化石燃料をずっと使い続けるんだといっても、消費エネルギー量は減っていきませんか？それではこの趣旨が満たされないことになりませんか？

魚住委員

いや、再生可能エネルギーと、化石燃料の、そのインプット、サイトヘインプットの時点での正味のエネルギー量の比率は絶対に重要です。全体としての消費エネルギー量とインプットの。

上妻委員長

それは恐らくアウトプットに関連する削減について、GHG のところで出ると思うんです。このエネルギーに関連して GHG 問題があるため、エネルギーのところで言及しています。特に再生不能エネルギーについては、そこで管理をしているので。だから消費エネルギー量をここで書くというのは、その投入エネルギーの削減対策というところではあんまり意味がないような気がします。もちろん送電ロスの問題はあると思いますが、それはもう技術的な問題なので。

少し他の委員の方々にもご意見をうかがいたいと思います。事業者の方々はいかがでしょう。

古田委員

再生可能エネルギーに関しては、今ではほとんどの企業が再生可能エネルギーをどれだけ使ったというのをきちんと開示していると思います。実際に電力どれだけ使いましたよ、それから再生可能エネルギーではそのうちいくらでしたよ、という形のところがきちんとわかればいいと思います。

魚住委員が気にされているのは、「投入」という言葉の意味だと思います。そういう意味で実際に我々は、電力メーター等々と数字を使っているわけですから、それで何キロワットという話になっていますので。それがうちの社内に投入されたらと、こういう概念で計算していますので。厳密な意味では、消費か投入かっていう議論はあるかと思いますが、実務上はこの表現でもさし障りないと思います。いかがでしょうか。

上妻委員長

西堤委員、いかがですか。

西堤委員

古田さんのおっしゃる通りでいいと思います。

上妻委員長

富田委員、よろしいでしょうか。

富田委員

ほとんど同じ意見です。

上妻委員長

それではこのまま残すことといたします。

魚住委員

はい。

上妻委員長

それでは、古田委員、お願いいたします。

古田委員

やはりこの6章において、例えば97ページですが、「記載すべき情報・指標」の中で、総量、濃度、および数値情報、それで硫黄酸化物、窒素酸化物、VOCの排出量およびその濃度、騒音規制法における測定等の状況、それから振動規制法における振動等の状況、悪臭防止法における悪臭等の状況で、こういうデータを記載すべきだと書いてありますが、もともと測定器具を持っている事業者は少ないと思います。本当に大規模な事業所でなければ、持っていない。また、立地条件によっては、そもそも法的な測定義務も持っていない。そういう状況の中で、測定しなさいというのは踏み込みすぎであると思います。どういう数字を載せるべきかということも含めて。他のところもそうですが、やはり重要性をしっかりと事業者で判断して、載せるべき場合には載せるということでもよいと思います。99ページの大気汚染防止法も、基本的に対象になっている事業者と対象になっていない事業者といろいろあるでしょう。排出に関しても、測定義務というのは特定施設持っていないければ測定する義務はないことになっていたような気がします。最近、法律が変わってしまったのかもしれませんが、重要性というところをきちんと判断した上で、やっぱり個別数字に関してはきちんと出すべきものは出すんだということでもよいと思います。みんなこれを出すよといったとたんに、ものすごくハードルが高くなると思います。

上妻委員長

わかりました。他の事業者の方も同じようなご意見でしょうか。

西堤委員

やはり古田さんと全く同じで、そういう意見が数字を取りまとめる担当から出てきます。

上妻委員長

はい。おそらく前のガイドラインでは、そこまで数値を出すようにとは求めていなかったんだと思います。大気汚染防止法に基づく排出量は言っています。他のところはみんなその状況だとか低減対策とかっていったレベルですが、数値情報に関しては、前のガイドラインを参照しながら重要性の要素を加味してこの中に書きこむというように、少し検討させていただきます。全般通して少し検討させていただきます。

他にいかがでしょう。なければ、残り時間のこともありますので先に進めます。

(4) 第7章以降について

上妻委員長

第7章以降について、事務局からご説明をお願いします。

資料説明

環境省・猿田課長補佐

110ページをご覧ください。「環境配慮経営の経済的側面に関する状況」と第7章は記載しております。冒頭にあるとおり、環境報告書に開示する「環境配慮経営の経済的側面に関する状況」を表す情報・指標は、基本的に第5章及び第6章の記載事項に含めるか、またはそれらに関連させて記載しますということで、特にこれを別項目で出すというよりも、その中に含めて、関連させて出していきたいということで書いています。

項目としては、対象となる主体別に少し整理して書いています。その下の注書きで書いていますが、「事業者における経済的側面の状況」、これは主として財務的な情報・指標についての説明と、それから「社会における経済的側面の状況」と、事業者以外の社会ということで顧客効果などを書いていただくことを考えています。主として(1)のところ、また(2)については付加的な情報ということで位置付けています。環境会計情報に関しても説明して、その2つを体系的に表すための手法ということで整理をし、今回は参考として触れています。

111ページ、「事業に伴って発生する環境配慮等の取組状況についての経済的な情報・指

標を記載します」と、これらを記載することによって利用者の理解を促進し、有用性を向上させるということをそこに入れてあります。「なお」として、一般原則に則って開示をしてくださいということを書いています。

(1) ですが、財務的な情報・指標の説明ということで、環境配慮経営の財務的な影響を環境負荷や環境配慮等の取組に関連付けて財務数値や記述情報によって説明しますという説明をしています。具体的には、事業活動によって発生する環境負荷及びその低減対策の取組と事業者の経営成績及び財政状態がどのように関係し影響を及ぼし合っているか、それらの財務影響に対して機会やリスクといったことについて説明をする。それらは特に経年比較などをしていただくと非常によいということと考えております。

の「記載すべき情報・指標」は、5、6の中で基本的にはそちらで記載しています。そして の「重要性がある場合に記載する情報」については以下のところということで。まず考えられるのは、財務数値ということで、取組コストや経済効果、投資計画等が考えられます。それから排出クレジットやオフセットということも、指標として考えられるということで具体的な例示として記載しています。それから補足情報について、特に触れていただきたいことについて書いています。それから、その次に環境会計の情報に関して触れています。それから、事業の大きさやリスクといったことについて、例えば以下のような項目を書いていただくということを書いております。これが、まず(1)の事業者における、経済的、財務状況ということで触れています。

113 ページ、先にまいります。「社会における経済的側面の状況」ですが、これは金額的な影響があるのか、それとも貨幣価値で換算したもののなのかというその2つの区分で分けて説明しています。最初の四角の中の最初の段落は、顧客や取引先あるいは地域社会といった事業者を取り巻く外部者に対する経済的影響ですね、特にその社会における経済的な利益・損失といったものがまずあるでしょうということを書いてあります。それ以外にも、環境負荷の経済価値評価や環境保全効果ということがあるということの説明で、 から開始して、 として重要性がある場合に記載する情報として、そのあたり説明をしていただくというように考えています。最初は記述情報ですね、事業の機会やリスク。それから2つ目は数値情報として、特に顧客における利益とか効果といったことが中心になってくるのではないかと思います。場合によっては環境汚染などがあつた場合の地域での経済的な損失等といったことも考えられるだろうということで、情報は両方とも一応並列で書いています。その下が貨幣価値の経済価値の評価のところ、という感じで書いています。

資料説明といたしまして 115 ページで参考として環境会計情報。基本的には1つの体系的な開示の仕方ということで紹介しています。それから参考2はマテリアルフローコスト会計。基本的には2007年版のガイドラインから持ってきた情報でございます。

116 ページの参考3が中間まとめで書いたものになります。それをほぼ使って関連性についての説明をしました。

第8章は別でご用意いたしました。資料4、差し替え版で説明します。これについても、

環境配慮経営の社会的側面の状況ということです。基本的には5章、6章の記載に含めるか、またそれらに関連させるということで書いています。注書きに書いていますが、環境面と社会というものの関係性や持続可能な社会ということを見ると、社会的な公平性ということでも、しっかりと配慮して事業活動自体をやっていただく必要があるということで、その辺りの社会的な側面が安定的かつ継続的な経営の基盤にもなっていることということです。環境配慮経営を考える、あり方を考えるにあたって、そういう社会的な側面をしっかりと十分考慮していく必要があるということと、この環境報告においてもそうした基盤、不可欠な基盤というものをしっかりと伝えていくということが重要であろうというような説明をしています。

2007年版から考えますと、この本文で説明しているのは、環境的な関連性があるものを、少し例示として触れていったということですが、基本的な考え方やコンセプトは変わっていないと考えています。一番上のところの四角の中では、社会的な影響、社会的な取組を数値情報や記述情報によって説明しますといった説明をして、一般原則に則って開示をしてくださいということで説明をしております。

そして、の「重要性がある場合に記載する情報・指標」を少し具体的に組み込んで書いたものです。基本的には、社会的側面で一般的に必要なと思われるものを「例えば」という形で書いています。それから社会的側面を表す数値情報に関しても、「例えば」ですが具体的なもの、考えられるものについて触れていくというものです。ただ、参考資料には、2007年版で記載されていた情報・指標についてもそのまま載せていますので、全体感をご覧になりたい、詳しくご覧になりたい方は、そちらの参考資料をご確認いただきたいということで書いています。これが第8章です。

それから、また本文に戻っていただき、第9章、121ページです。第9章「その他の記載事項等」ということで2つの項目を書きました。まず1つ「その他の記載事項」としてありますが、「後発事象」と「臨時的事象」ということで書いています。特に適時性ということを考えますとこういう事象が発生した場合は、適時に開示をしてくださいという意味を込めて書きました。後発事象に関しましては、基本的に2007年版の文言をそのまま踏襲した内容で四角の中を書き、記載すべき情報としてはその内容。あと影響がある場合にはそういうものを重要性があれば書くこととしました。それから(2)の「臨時的事象」で特に重要な事象が期中に起きた場合は、それを記載してくださいということです。

それから最後に2ポツ目のところですが、122ページ、「環境情報の第三者審査等」ということで、基本的には、2007年版から質の確保の取組を書いていて、その中で第三者審査について、最後のほうに持っていきました。

参考資料についてご説明します。資料の6です。これ、まだ固まってないところもありますが、だいたい要旨としてこういうものを持っていきますということで。まず1つは、環境配慮促進法の「環境報告書の記載事項等に関する告示」と本ガイドラインとの比較ということです。それが参考資料の前にあり、次から参考資料ですが、順序としては、まず

検討委員の名簿があります。その次にこのガイドラインと 2007 年版との対比表。それから 7 ページ目ですが、用語解説。これは 2007 年版そのまま載せてありますので、そのあたりは見直していきたいところです。それから 13 ページ目は「環境効率指標」です。2007 年版では報告書に入っていたものをこちらのほうに統合して、ここでまとめて事例を含めて書いているというものです。

それから 16 ページ目は「一般的な計算例」として、これもほぼ 2007 年版のものを記載しています。細かい省エネ法などの表は省略していますが、ほぼ一緒です。

それから 24 ページ目は、第 7 章のより詳細な例示ということで財務影響や財務数値といったものを個別の環境課題に関連させて紹介として書いています。それから 7 ポツ目の社会的情報、SPI に関しては、今のところ 2007 年版のものをそのまま載せています。

31 ページ目は表示のチェックリストということで、の「記載すべき情報・指標」をそのまま写したものです。37 ページ目は、環境配慮経営のチェックリストというものを新しく入れてみました。情報の利用促進の検討会のほうでこういう段階的な評価というものも有用であろうということで考えていまして。内容はこれから検討を重ねていきますが、このようなチェックリストも有用であろうという紹介で載せました。以上です。

意見交換

上妻委員長

はい。ではただ今の説明を踏まえて、ご意見、ご質問をお願いします。1 つ参考で申し上げておきます。「経済的な側面」、「社会的な側面」というときに、我々はトリプルボトムラインのことを考えてしまいます。特に「経済的な側面」に関しては、トリプルボトムラインで言っている、いわゆる市場への影響だとかを考えているのではなくて、環境配慮経営によって、財務的なインパクトがある場合について、それがその重要性が高い場合には書いていただくというような考え方になっています。社会情報についても、環境配慮経営は環境だけ単独で存在しているわけではなくて、社会と密接にかかわり合いながら存在しているので、そういう情報が重要性を持つ場合には書いていただくということです。いずれもその「記載すべき情報」というところに、特定の項目が書いているわけではありません。ですからあくまでも、5 章とか 6 章とかの関連の中で書いてくださいというのが、その「記載すべき情報」のところになっています。具体的な項目に関しては、重要性判断で書くというような考え方になっています。

それでは、國部委員、市村委員の順でお願いします。

國部委員

今ご説明いただいたところですが、この 111 ページの「記載すべき情報・指標」、「経済的側面の状況に関する「記載すべき情報・指標」は、第 5、6 章において記載した事項に“含まれます”と書いてありますがこの意味がわかりません。5 章、6 章にはこういう

経済情報はありませんよね？

環境省・猿田課長補佐

趣旨としては、その中にそこを書くときに経済的側面も関係するものについては、配慮して書いていていただきたいという趣旨なのですが、少し伝わりにくいようですね。

上妻委員長

文章がよくないんだと思います。要するに、ここは両方とも記載すべき情報・指標がありませんでした。なかったけれども座りが悪いのでやっぱり入れようということで。例えば財務的なインパクトは、環境配慮の取組だとか環境負荷と、関連付けて書いていただくという考え方からすると、その本体になる情報は、5章、6章に出てくるだろうと。ここにこう書いてこういう形になりましたがわかりにくいならば、基本的にはその重要性判断で書いていただくということになりますので、そういう修正をしたいと思いますがいかがでしょうか。

國部委員

多分そのほうがいいと思います。環境会計に関してはいろいろな意見があると思いますが、前のガイドラインでは、記載すべき情報の中、記載する情報に、環境保全コスト、環境保全効果というのがありましたよね。だから、それは1つ独立しているわけなので。今回のこういうものになると、何か量が多くなっていますけど。どうすればいいのかわからないのが、はっきり見えてこなくなりますし。それから、パフォーマンスと関連付けて書くということと、それがそうではなくて経済的な情報として独立させて書くというのは少し本質的に違うところもあるので。もしもこの形をそう崩さずにやるのであれば、この、
という書き方は前のところまでにして、ここは重要性に応じてこういうふうに書いていけばいいのではないかというふうな書き方もあるかなとは思っていますけど。

上妻委員長

そのようにさせていただきます。ここに関しては、例えば環境会計情報のようなものというのはそれは単独で存在するんですけど、それ以外に、パフォーマンスと関連付けて書いていただきたいという点等もあるので、のところに中心で書きこんであるということです。いずれにしてもその「記載すべき情報・指標」というところは削除させていただきます。社会的な情報のところも。よろしいですか。

國部委員

あと細かいことですが、この「マテリアルフローコスト会計」に関しても、英文の略称で「MFCA」というのを一般に使っていますのでそれを入れておいてください。それから

参考資料ですけども、ISO 14051 が去年出ましたのでそれも入れていただければ、

上妻委員長

わかりました。それについては入れることとします。では市村委員、お願いします。

市村委員

110 ページの(1)と(2)の関係についてです。文章だけ読むと、なるほどといったんは思ったんですけども、結果として会計的にみると、(1)は、要するに企業に直接的なキャッシュフローに影響するもの、(2)は直接的なキャッシュフローには影響しないけれども、社会的にはということであれば、そういう面も書き加えておけば非常にわかりやすくなるのという気がしました。

2つ目ですが、111 ページの「重要性がある場合に記載する情報」のところ、矢印の1個目は「環境配慮経営に関連する財務数値」、それから矢印の3個目は「環境保全に関する体系的な財務情報等」って書いていて、これは同じなのか違うのか、あるいはどっちかが大きいのか、あるいはどっちかが部分的なものなのか、このあたりがよくわからない。財務情報と言っているだけなら一緒なのかもしれないし。それからこの3つ目の矢印のところの一番後ろに「(環境会計情報)」と書いてあって、後ろのほうを見ると「参考1」というのがあって、環境会計情報というのは、事業者における経済的な側面の状況というのでもあれば、社会における経済的な側面の状況というのもあるように書いてあって。環境会計にあまり詳しくないのでよくわかりませんが、関連性が非常に悪いという気がしました。

次の112ページの「記載にあたっての留意点」というところ、7番目です。「利用者が、実績額と見積額を混同しないよう留意して記載する必要があります」と書いてありますが、これ、何なのかよくわかりません。キャッシュフローの実際額と見積額という意味ですか？あるいは、その前のページにあるような投資計画と見積額、これまた違ってきていて。もしキャッシュフロー自体の実績額と見積額だったら、別に混同しようがしまいがどうでもよいと思います。まあキャッシュフローがあるんだなと。もしかしたらこれキャッシュフローがあるものとなないものという意味で言っているのかもしれないし、と思いました。

113 ページに移ってこれも同様ですが、のところの矢印のところ、2つ目が「環境配慮経営に関連する社会的経済的な利益及び損失(数値情報)」とあるのと、それから3つ目が「環境負荷及び環境保全効果の経済価値評価」。この関係も非常にわかりづらいと思います。これ、下が環境会計でしょうか。

これは個人的にわからないんですけども、この矢印の2つ目の四角の中の、「環境配慮型の調達によるサプライヤーにおける経済的な効果」というのと、その中のカッコの「コスト削減の推計値」で、「コスト削減の推計値」は何となくよくわかるんですが、「協働取組における新製品の売上」というのがよくわかりません。これは何でしょう。社会的な側面なのか、あるいはもしかしたら企業にも影響するものなのかもしれないし。何だか非常に

難しいなど。

それからその四角の中のもう1つ、一番おしりのところのポツなんです、これは、「環境汚染等による地域社会での経済的負担額」となっていて、これ「地域社会での経済的負担額」だったら確かにこれ社会的側面にもなるし、もしかしたらこの環境汚染で訴訟されてその賠償金額等が払わされるということになれば、企業の直接的な経済、キャッシュフローにも影響するのかもしれない。非常に難しいのは、この「社会における経済的側面」と「企業の側面」というのは、企業は多分環境活動を環境活動だけのためにやるような企業はなくて、何らかの形で企業価値を上げるという意味でやっていると思うので。そうするとここの「社会における経済的側面」というのは、確かに社会が負担すべき金額とか、あるいは顧客がセーブできる金額というのがありますが、一方で裏返してみれば、その企業のブランド価値を上げるとか、あるいはお客の販売意欲をかき立てるとか、何かそういう面があるだろうという気がしています。そのため、はたしてこれの金額を算定することも、もしかしたら重要なものかもしれないですけども、何かそれだけで終わるのはどうなのかという疑問を感じています。それで、多分これが全体的に企業にどのように企業価値に影響するかというのが把握できると、今言われた統合報告的な感じにも結びついてくる。つまり、あらゆる事業が企業価値を高めるんだということが言えるのかなという気がしておりました。

上妻委員長

ありがとうございます。それでは、最初から確認していきます。

まず、110ページの(1)と(2)のところ、ここにキャッシュフローに関連した説明を付け加えたほうがいいということですのでそのように修正いたします。

それから111ページ、の「重要性がある場合に記載する情報」のところの最初の矢印と3番目の矢印の関係がよくわからないということでしたが、環境会計の取扱いに非常に苦慮したというのが正直なところ。環境会計に関する情報については、一番上に基本的には書いてあります。環境会計の基本的な問題点は、コストと成果の関係が明確ではないということです。分類の仕方が違ってきます。けれども、このコストをかけてこういう成果が上がったという情報については非常に重要性がある。そういうような書き方を事業者の方々に工夫していただくというのが、今回のこの1番目に書いた趣旨です。ただ、環境会計についても、環境省としてガイドラインを出していますし、私が伺っているところだと、将来的にはやはり少しきちんと直して行って、もう少し使い勝手のいいものにするという予定がおありなので。それに事業者の方々の中で、まだ環境会計情報を使い続けているところもあると聞いています。1で書くような情報を、もし体系的に作るようなスキームがあるとしたら、環境会計情報があるという意味で書かれているということです。確かにわかりにくいと言えばわかりにくいかもしれませんが、この順序もそういうことを配慮して、かなり後ろのほうになっていて。環境省としてはかなり思い切った取扱い

にしたと私は思っています。

市村委員

今のお話ですと、環境会計情報のほうが広いんですか？

上妻委員長

広いというよりは、それを使うなら使っていただいて結構ですというスタンスです。

市村委員

そうですか。

上妻委員長

はい。みなさんにもご意見があると思います。それから 112 ページの()の実績額と見積額、私もわからないので説明をお願いします。

環境省・猿田課長補佐

これは、見積を計上しているものか、そうではないのかということについて、明確に混同しないように、例えば会計だったら引当金とか。そういう明確な名前があるからわかりやすいんですけども。

市村委員

それで、キャッシュフローがあるけれども、確定した実績額なのか、見積額なのかということですか？

環境省・猿田課長補佐

そうです。いずれにしても将来的にはキャッシュフローは発生するものがこのあたりに計上されるだろうと思っていて、財務情報なので。その辺りを推計とか見積もって計上したもののなのか、そうじゃなくてしっかり確定したもので、計上したのかということについて読み手が混同しないように配慮して書いてくださいという趣旨でした。

上妻委員長

意味がわかるように修文をさせていただきます。

それから 113 ページ、矢印の 2 と 3 の意味がよくわからないということでしたが、これも説明をお願いします。

環境省・猿田課長補佐

2と3ですね。ええ、難しいですね。上のその「経済的な利益・損失」は、どちらかというとキャッシュフローに関係するので。下のところは、単に貨幣価値に換算したものというイメージで書きました。環境会計との関連で言いますと、3番目のその「環境保全効果の経済価値評価」が、一応環境会計では解説はされているものですが、環境負荷の経済価値評価までは触れられていない。

上妻委員長

下のところの3番目の矢印は、環境会計の環境保全効果のうちの経済効果に相当するものということでしょうか。

環境省・猿田課長補佐

はい。そうです。

上妻委員長

経済効果と言われているもののうちの、例えば推計的な効果とかそういったものも含むってというのはここで言っていることですか。

環境省・猿田課長補佐

はい。

八木委員

いいえ、違います。

上妻委員長

違いますか。では、説明をお願いします。

八木委員

申し訳ありません。今の2番目と3番目なのですが、これを分けたのは今ご説明があったように、キャッシュフローが発生しているかどうかで分けました。これについては、こういう分け方がわかりやすいかどうかという議論がまだあるところですので、変える可能性もあります。3番目に出てきているのは、これは環境会計のガイドラインでは出てきているのですが、あくまで参考として出しているもので、環境保全効果を経済価値評価するにはこういうやり方がありますといった評価の形で、いままでの経済効果の中に入っているものではありません。環境保全効果のあくまで経済価値で効果を経済価値で評価した場合にはこういう数値になりますというのがガイドラインでは紹介されていますということです。

多少混乱があるのはおそらく、ご質問があったように企業に発生しているキャッシュフローなのか、それともそうではない自治体だったり、税金の形で自治体だったり、もしくは社会全体で発生しているキャッシュフローかという区分が実は一緒になっていて、入れ子構造になっています。上の 2 ポチのところに両方とも入っています。企業と社会というのが、2 つ入っています。それで多分、かなりわかりにくくなっていると思います。むしろ先ほど西堤委員から出たような、企業にとってメリットが大きいのはおそらくこの製品の利用による、例えば経済利益がどれくらいあるかというようなところをできるだけ強調するという意味では、そちらを別出しにして、もう 1 回組み直して説明したほうがわかりやすいのかもしれませんが。その点はまた少し事務局のほうと相談して検討させていただきたいと思っています。

上妻委員長

あと、「協働取組による新製品売上」というのと、それから 3 番目の「環境汚染等による地域社会での経済的負担額」というところの説明も併せてお願いします。

市村委員

その前に 1 つ。ということは、この矢印の 3 つ目はいわゆる時価評価したらどうなるかみたいな部分ですか？

八木委員

時価評価ほど具体的なものではありません。例えば、LIME とかいわゆる LCA で仮定的な評価を使えるものを使って環境負荷の大きさを経済価値で測るといようなものですね。他にもやり方いろいろあると思いますけど、削減コストで測るとかですね、いろんなやり方あると思いますけれど。そういう意味では、実際のキャッシュフローのイメージでいくと、前のものはキャッシュフローが発生しているということを前提に分けております。ただ外部不経済の中にも、実際にもうキャッシュフローが発生しているものもありますし、まだしてないものもあるので。そこが両方入ってしまっているのわかりにくくなっているということですね。

上妻委員長

では次の「協働取組による」について、説明をお願いします。

環境省・猿田課長補佐

すみません、わかりづらいためまた考えたいと思います。そのあたり、経済効果が事業者ではなくてサプライヤーのほうに何か発生しているものが何かあればということを考えてながら書きましたが、さらに少し考えてわかりやすくしたいと思います。

そして一番下のところ、地域社会のところもおっしゃられるとおり、企業が負担するものがあるということは考えられますが、ここで書くと考えているのは、地域社会の方の事業者が負担していないものについて書いていくというイメージです。

上妻委員長

よろしいでしょうか。

市村委員

一番申し上げたかったのは、社会における経済側面の状況というのを社会が負担すべきキャッシュフロー、あるいはその経済的価値で表すことは、非常に素晴らしいことだと思います。これが企業活動で環境活動を行うことによって、どのように企業自体の価値創造につながるのかというところまで何とか反映できれば、非常に素晴らしいものになってくのではないかとということです。

上妻委員長

わかりました。そうした面も含めて、事務局とWGで調整して修正いたします。

市村委員

恐らく企業は、社会における経済的側面を高めるためだけに活動をやることはない。

上妻委員長

それはないと思います。そういうニュアンスが伝わるように修文します。

それでは佐藤委員、古田委員、富田委員の順でお願いします。佐藤委員、お願いします。

佐藤委員

2007年版の38ページにあった「事業の概況」というのが、今回なくなったんですね。

上妻委員長

なくなっていないと思いますけど。

環境省・猿田課長補佐

4章の一番後ろ。49ページの環境報告の概要にあります。表題が「事業及び」となっていました。が、「事業及び」は省き、中身としては事業概況もここにまとめたという形になっております。

佐藤委員

とはいえ、従業員数などは環境報告でしょうか。やはり事業の概況でしょう。

上妻委員長

この「環境報告の概要」というのは、かつて「エグゼクティブ・サマリー」と呼ばれていたところで、そここのところに集約して書いてくださいという考え方です。もちろん、こういう情報は重要な基礎情報ではありますが、事業者の方がそれぞれ工夫されているんなところに書かれているので、ここにみんなまとめて書いてあるということです。

佐藤委員

わかりました。

それから 8 章の社会的側面について、これを「環境配慮経営の社会的側面」というのは、ひっかかってしまう。そうならないとこの報告書は載せられないという環境省のスタンスということはあるんですけど。やはり「環境」と「社会的側面」は切り離せないから載せるのであり、「環境配慮経営」だから社会的側面があるわけではないと思います。

上妻委員長

そここのところは微妙です。文章を読んでいただくとそういう趣旨となっています。要するに両方切り離せないし、その問題が解決できない限り環境配慮経営なんてもともと存在しないんだという考え方です。

佐藤委員

その点について対応していかないのでしょうか。

上妻委員長

はい。非常に難しく、環境報告のためのガイドラインという考え方になっていますが、環境基本計画ではトリプルボトムラインと言っていますし、だからといってそういうものが書けるかという、前回の 2007 年版とかかそうでしたが非常に苦慮したという経緯がありました。大きな支障がなければ多少のことはご容赦いただきたいというのが正直なところ です。

佐藤委員

わかりました。

上妻委員長

それでは、古田委員お願いします。

古田委員

111ページの「重要性がある場合に記載する情報」ですが、先ほどもご議論があったかと思いますが、例えば1ポツ、最初の矢印のところは、「環境配慮経営に関する財務数値(環境会計情報等)」で済ませてはどうでしょうか。要するに環境配慮等の取組コスト、それから取組による経済効果というのを算出しろということになると、どうやって算出するのとかいう話になってしまいます。

逆に言えば、3つ目の矢印に環境会計情報と別途併記するのはおかしいと思います。

上妻委員長

そうですね。確かにご指摘の通りですが、そのあたりも非常に苦しいところです。基本的には環境会計情報、環境会計ガイドラインが整備されていくまでの間は、各事業者の方々の工夫によって、もう少し環境保全効果とそれから環境コストの関係がわかりやすくなるような開示の仕方にしてほしいという趣旨です。

古田委員

自分で考えるという趣旨ですね。

上妻委員長

ですからもし体系的に書くとすれば、一応環境会計というスキームをご用意してありますと言っていますが、だからといってこれは必ずしも十分ではありませんとまで言えば自己否定になってしまうので、これはなかなかできないという状況です。

古田委員

はい。趣旨はわかっていますので、あとは表現の仕方だけだと思っています。

上妻委員長

どうしたらいいですか？

古田委員

ですから、提案として、最初の矢印のところは「環境配慮経営に関する財務数値(環境会計情報等)」にすればどうでしょうか。

上妻委員長

なるほど。

古田委員

それで、済むのではないかと思います。確かに、決して正しくはない、環境会計とはイコールではないというのはわかっています。「等」をつければ、それなりに意味するところに落ち着くのではないかと思います。

上妻委員長

今までの、実務との考え方と照らして、1番目のところの趣旨がよくわからないということですよ？

古田委員

はい。それから、5個目の矢印の「災害・事故等による財務影響等」で、現状、過去、報告年度に起こったことに関しては多分書けるとは思いますが、将来の予測、発生可能性の部分、何を予測して書けばいいのか難しいと思います。

上妻委員長

いや、何百年後かにまたマグニチュード9の地震が来る可能性があるから。

古田委員

趣旨はわかっていますが、現実的に書けないと思いますので。やはり、きちんと実績について書けばいいというご示唆にとどめていただければよいかと思います。

上妻委員長

そうですね。わかりました。確かに少し語弊がある気がします。このカッコ書きは、外すか他の文章に差し換えるかで対応いたします。それから先ほどの、最初の「財務数値」の後ろの「環境会計」という言葉を入れるという点についても検討させてください。他のクレジットなども書いてあるのでなかなか難しいので。それから、3番目の環境会計というところとの関連をどうするのかということが、やっぱり大きな問題として残りますので検討いたします。では、富田委員お願いします。

富田委員

このセクションかどうか少しわからない、全体に関わることですが。1つ気になったのが、全体を通してこれは絶対あるべきかどうかはわかりませんが、GRIガイドラインに対する言及がないのは意図的に外しているのでしょうか。

上妻委員長

いや、別に、そんなことはありません。

富田委員

いろいろな他のイニシアティブが出ているにも関わらず、いわゆるこういったレポートで、少なくとも国際的な比較的認知度が高い GRI ガイドラインなどへの言及がないのは不自然だという気がしました。

上妻委員長

書くとすればもっと前のほうに入れられる箇所をさがします。このようになっていますのも、1つは、今 GRI ガイドラインの方が改訂中だということ踏まえて、なるべく言及しないほうが賢明だろうと考えたからです。確かにおっしゃるように、名前を出さないのはあまりよくないと思いますし、現実問題として多くの事業者が使われているものですから。冒頭あたりのところで、どこか言及いたします。

富田委員

あともう1点、先ほど佐藤委員よりご指摘があった、1ページの冒頭のところです。より前向きにといった話だったと思いますが。ここにグリーンイノベーションという言葉が結構書かれているにもかかわらず、一般的にこのグリーンイノベーションを感じさせるような内容があまり見当たりません。これは以前、確か西堤委員がそういうご指摘をしていた気がしますが、結局、中に書いてあることは、イノベーションというよりは何か継続的改善みたいな報告になってしまっていて、今から間に合うかどうかわからないんですが、例えばそういう、グリーンイノベーションとか、グリーングロース、そういうふうに述べていけば、先ほどの市村委員の経済的な企業価値などにもつながっていくと思います。何かしら、そうした部分をきちんと入れておくべきではないかと思います。特にこのガイドラインには、5年ないし10年というスコープをもし持たせるというのであれば、やはりそのあたりはもっと前面に出していかないといけないという気がします。

上妻委員長

書くとすれば、5章の記述情報のところ、例えば戦略だとかそういうところに書くことになります。区分表示をして実は外出ししたほうがいいのか、それとも中に書きこんだほうがいいのか、ご意見はあると思います。グリーンイノベーションという言葉を使って外出しにしますか？

富田委員

そうですね、これは、全体のバランスもあると思いますが、やはり入れるならば、5章で1つセクションを設けてきちんと書いていくという方向性がよいと思います。

上妻委員長

戦略などに言及している部分に、(2)などとして区分表示をする方向で検討してみます。それでは國部委員、西堤委員、魚住委員の順でお願いします。

國部委員

簡単なことなのですが、第7章、第8章には、1節しかありません。そのため、節の題が章の題と全く一緒になっていて格好があまりよくありません。節を外すか2節立てにするかなどした方がいいと思います。

上妻委員長

では、7章の中にまとめて経済と社会の話を書くこととします。いずれにしても、補足的な情報という扱いになっていることですので。

國部委員

それから、これも検討いただければと思いますが、8章で、やはり今ISO 26000が掲げている主要課題、全部で30何個ほど挙げられていたものがあり、それらとの整合性というのは必ず見られると思います。今の案では、2007年版のものをそのまま出されているということですので、もし検討の余地があれば少し考えていただけたらなと。

上妻委員長

そうですね、対照表のようなものを付けるのはいかがでしょうか。

國部委員

対照表を付けられるのもいいと思いますが、ISOの中に出ていてこっちに出てないものも、たくさんあると思います。ISOと全部突き合わせるべきかは別として、中で取り上げた項目は精査した上で、入れる、入れないという判断をされた方がいいと思います。

上妻委員長

基本的にはそのようにして重要なものだけ入れるということで考えてきました。基本的には環境に特化して作っているということですので。そのような形で、なかなか完全にはパラレルにはなっていないという状態です。

國部委員

なるほど。

上妻委員長

今のところ、文言として最初のほうには入っていないので、ISO 26000に関してどうい

う取り扱いをしたかについて言及します。

國部委員

わかりました。はい。

上妻委員長

それでは西堤委員、お願いいたします。

西堤委員

はい。全体を通してですが、今回の改訂の6ページにある「基本方針」の1つ目と2つ目についてです。環境報告の質の向上につながるようなガイドラインという意味ではいろんな意見はあるかもしれないけど、これまで環境報告を作成してきた事業者にとっては目的はある程度達しているかと思います。その次の、今まで未実施の事業者にとって新たな環境報告の実施につながるのかといわれるとかなり疑問に思います。例えばこれを20ページぐらいに要約というかダイジェストして、これをやれば最初の人でも作れるというような、これはもしかしたら猿田さんと佐藤さんのお仕事かもしれないんですが、そういう工夫をしていただかないとこの目的を書き遺しておくのはすっきりしません。ご検討をお願いします。

上妻委員長

本当はですね、「環境報告の概要」といわれるところをそれに当てようとしていたんです。だから、それが使えるのか使えないのかということからはこれからも考えていく必要がありますが、ここの文章の書きぶりも含めて検討いたします。

それでは魚住委員、市村委員の順でお願いします。

魚住委員

2、3ページの目次ですが、第5章が「環境配慮経緯の状況」を表す情報・指標」となっています。1、2、3、4があって、4は「バリューチェーンマネジメントの状況」、その次に第6章が「個々の環境負荷及び」とあるんですけど。この、第6章を含めて、本来は第5章の「環境配慮経営の状況を表す情報・指標」だと思います。量的な問題とかで分かれるのはやむを得ませんが。そのように考えたとき、第5章の4は、「バリューチェーンマネジメントの状況」であり、間接環境影響の状況なわけですよね。その低減取組とかその指標なども含むという。そして、第6章のほうが、直接の環境影響、その低減取組と情報・指標だということ。第6章も含めて、今度は「環境配慮経営の状況」を表す情報・指標」というような説明があれば私なんかはわかりやすい。

上妻委員長

先ほども申し上げましたが、第5章と第6章の関係については、第5章の冒頭に図示するなどしたいと考えています。それから、基本的に第5章は、いわゆるマネジメントアプローチを書いてもらうところで、第6章はEPIを書くというコンセプトで分けています。例えば生物多様性などのように、必ずしもその範疇には該当しないものもありますので多少不備はあろうと思います。第6章のネーミングの問題も含めて、検討いたします。

魚住委員

第5章の4でも間接環境影響のEPIは推定計算とかいろいろ出てくると思います。

上妻委員長

はい。ここは「マネジメント」というのを削除して、「バリューチェーンでの環境配慮等の取組の状況」という名前にしたいと考えています。

いろいろご意見もあると思いますが、もう時間も10分過ぎてしまいました。できれば定時で終わりたいと思っていましたが、非常にお忙しい委員の方々にご迷惑をおかけする訳にはいきませんので、本日はこれで終了とします。もしお気づきの点等があれば、後日メール等でご意見をいただければ、反映をさせた上で皆さんにまたご覧頂きます。

3. 今後の予定

上妻委員長

今後の予定について、事務局からお願いします。

環境省・猿田課長補佐

冒頭で申し上げましたが、今日いただきましたご意見を踏まえて、また修正し、2月の中旬ごろにパブコメを考えております。30日間のパブコメ期間ですので、その後のコメントをまた反映いたしまして最終回ということで、皆様に日程調整等お願いしたいと思います。

上妻委員長

いつごろでしょうか。

環境省・猿田課長補佐

今のところ、3月中旬から下旬ごろと考えています。

4 . 閉会

上妻委員長

それでは大変長い間、熱心にご議論いただきありがとうございました。本日はこれで閉会といたします。どうもお疲れ様でした。

一同

ありがとうございました。

以上